

公的年金制度の改革について

昭和59年2月24日
閣議決定

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進するものとする。

1 昭和59年において、国民年金、厚生年金保険及び船員保険制度について、次の措置を講ずる。

(1) 国民年金の適用を厚生年金保険の被保険者及びその配偶者に拡大し、共通の基礎年金を支給する制度とするとともに、厚生年金保険は、基礎年金の上乗せとして報酬比例の年金給付を行う制度とする。

なお、船員保険の職域外年金部門は厚生年金保険に統合する。

(2) これらの年金制度における給付と負担の長期的な均衡を確保するため、将来の給付水準の適正化を図る等の措置を計画的に講ずるとともに、婦人の年金権の確立及び障害年金の充実等の改革を進める。

2 昭和60年においては、共済年金について、上記の基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行う。

3 上記1及び2の改革は、昭和61年度から実施する。

4 昭和61年度以降においては、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの進展に対応して年金現行業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年(平成7年)を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

公的年金制度の一元化について

平成7年7月26日
公的年金制度の一元化
に関する懇談会

はじめに

当懇談会は、昨年2月、公的年金制度に関する関係閣僚会議の申合せに基づき、公的年金制度の一元化について公的年金各制度を通じて論議し、関係者の合意形成を図るために設置され、以来13回にわたり議論を重ねてきた。

この間、昨年末に中間的なとりまとめを行い、日本鉄道共済組合に対する当面の措置について意見集約を行うとともに、一元化のあり方について引き続き検討を行い、速やかに結論を得ることとしたところである。

当懇談会では、その後、引き続き中間とりまとめにおいて示した主要な論点について鋭意検討を進めてきたところであるが、今般、公的年金制度の一元化についての基本的な考え方をとりまとめたので報告する。

1 一元化の目指すべき方向

特定の産業や職種のみを対象とした制度が分立している状態は、産業構造や就業構造の変化による影響に対して脆弱であるとともに、負担の不均衡を生ずることから、公的年金制度の一元化については、次の方向を目指すべきである。

- ・ 被用者年金制度については、財政単位を大きくする。
- ・ 公的年金制度として共通する部分について、費用負担が著しく違わないよう、その平準化を図る。
- ・ 被保険者数の著しい減少に伴い、既に独立した制度として機能しなくなっている日本鉄道共済及び日本たばこ産業共済については、被用者年金制度の再編成の中で必要な措置を講ずる。

2 一元化を進めるに当たっての考え方

財政単位の拡大や、共通部分についての費用負担の平準化という年金制度の一元化の目指すべき方向に照らして考えると、公平な被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を目指すことが望ましい。

しかしながら、一方において、これまで各制度が独立して運営してきた経緯や各制度の目的や機能、過去の財政運営の努力等についても十分配慮する必要がある。

このため、一元化の目指すべき方向に向けて具体的な措置を実施していくに当たっては、被用者年金制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に対応する必要がある。

3 一元化の進め方

(1) 被用者年金制度の再編成

上記の基本的考え方を踏まえ、被用者年金制度の再編成を行うべきであるが、その際、わが国の被用者年金制度の一般的な制度であり、かつ、最大規模の厚生年金保険制度が中心的な役割を果たすことが期待される。

被用者年金制度の再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化している旧公共企業体の共済(日本鉄道共済、日本たばこ産業共済、日本電信電話共済)については、厚生年金と統合することが妥当である。

特別の法律に基づく法人の職員を対象として厚生年金とは別の制度となるに至った経緯を持つ私立学校教職員共済・農林漁業団体職員共済については、被用者年金制度全体の中におけるこれらの制度の位置付けについて検討する必要がある。

国家公務員等共済・地方公務員共済については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、まず、両制度において、社会保障制度としての在り方及び公務員制度としての在り方を踏まえつつ、その財政の安定化のための措置について検討すべきである。

(2) 旧公共企業体共済の厚生年金への統合

旧公共企業体共済の厚生年金への統合については、統合後は厚生年金本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが・統合前の期間に関しては、費用負担の平準化を図るという観点を加味しつつ被用者年金制度全体で支えあうという枠組みを堅持するとともに、世代間扶養の考え方を基本とする公的年金制度としての支えあいの範囲を考慮した妥当な水準の積立金を移管することが必要である。

なお、統合に際し、一元化の趣旨を踏まえ、現行制度からの適切かつ円滑な移行に配慮しつつ、以下のような措置を講ずることが妥当である。

- ・ 日本鉄道共済に関する標準報酬の再評価の繰延べ措置については見直す。
- ・ 厚生年金より高い保険料率については、従来の経緯を踏まえ、段階的にその格差の解消を図る。
- ・ 現に支給されている職域年金部分については企業年金化を図る。

(3) 制度の安定化・公平化のための情報公開・検証

以上のような方向での被用者年金制度の再編成は、年金財政の安定化及び給付・負担の公平化という年金制度の一元化の基本的目標達成に近づくものと考えられるが、さらに、こうした再編成の効果や制度の安定性、給付・負担の公平性が確保されているかどうかについて、常に適切な情報の公開を行うとともに、財政再計算時など適時適切な機会をとらえ、一元化の基本的目標に照らした検証を行っていくべきである。

そのため、こうした検証を行うに適切な場を設けることについて検討すべきである。

また、年金制度の運営状況に関する情報を、わかりやすい形で国民に提供していくことは、公的年金制度に対する国民の理解を得ていくために有益であると考えられる。

なお、こうした情報公開に関連して、共済年金の職域年金部分及び厚生年金基金の代行相当部分については、それぞれ適切な情報が提供されるよう検討すべきである。

4 現業業務の一元化の推進

被用者年金制度の分立に伴う現業業務上の問題を改善し、加入者・受給者サービスの向上を図るため、統一的な番号制の導入等、現業業務についても一元化を推進すべきである。

5 関連する事項

公的年金制度の安定性を確保するためには、公的年金制度の1階部分に相当する国民年金の基盤を強化していくことが必要であり、国民年金の未加入者及び未納者の解消に向けて、運営・制度の両面にわたる総合的な対策について速やかに検討を進める必要がある。

関連して、基礎年金の拠出金の分担のあり方についても検討を行うべきである。

また、基礎年金の国庫負担のあり方については、平成6年の「国民年金法等の一部を改正する法律案」の国会審議において検討規定が附されたところであり、この

規定に基づき適切な検討を行うべきである。

厚生年金基金制度については、これまでの経緯や昨今の厳しい経済環境等を踏まえ、企業年金としての健全な普及発展を図るための検討を行う必要がある。

6 おわりに

公的年金制度の一元化については、昭和 59 年の閣議決定以来の課題であり、今般、当懇談会では一元化の基本的な考え方をとりまとめたものであるが、政府においては、本報告を踏まえて、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。

公的年金制度の再編成の推進について

〔平成8年3月8日
閣議決定〕

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、これまで逐次、全国民共通の基礎年金制度の導入、被用者年金制度の給付の公平化等の改革を進めてきたところであるが、今後、更に就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し制度の安定化と公平化を図るため、次のような再編成を推進するものとする。

1. 被用者年金制度の再編成については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、これを行うものとする。
2. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、各制度の目的、機能、過去の運営努力等についても配慮し、各制度が今後21世紀にかけて成熟化する段階において以下のような漸進的な対応を進めつつ、その統一的な枠組みの形成を目指すものとする。
 - (1) 再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており、かつ、成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合を、平成9年度に厚生年金保険に統合する。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずる。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。
 - (3) 農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う。
3. 被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行うものとする。

4.年金現業業務については、制度運営の適正化・効率化及び加入者・受給者サービスの向上を図るため、基礎年金番号の導入等その統一的な処理を推進する。

公的年金制度の一元化の更なる推進について

平成13年2月28日
公的年金制度の一元化
に関する懇談会

はじめに

公的年金制度の一元化については、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るための改革を推進し、その一元化を完了させる」ものとされた昭和59年2月の閣議決定以来の課題であり、平成7年7月、当懇談会において基本的な考え方をとりまとめたところである。

この報告書を踏まえて、平成8年3月の閣議決定「公的年金制度の再編成の推進について」により政府の基本的な方針が示され、第一段階として、平成9年度に旧公共企業体共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合）が厚生年金保険に統合されている。

その後、各被用者年金制度において財政再計算が行われたこと、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険への統合を希望していることなどから、この閣議決定に基づいた取組を推進するために、昨年5月、公的年金制度に関する関係閣僚会議において、当懇談会を再開することとされ、以来11回にわたり議論を重ねてきた。

今般、前回の報告書や上記の閣議決定を踏まえ、公的年金制度の一元化の更なる推進についての取組の方向をとりまとめたので報告する。

1. 一元化の更なる推進について

(1) 一元化の今後の方向

公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、各制度において次のような取組を行うものとする。

農林漁業団体職員共済組合については、厚生年金保険に統合することが妥当である。統合後は、厚生年金保険本体から厚生年金水準相当の給付を支給することとするが、農林漁業団体職員共済組合は厚生年金保険に対して、統合前の加入期間に係る再評価・物価スライドがない場合の給付現価を基礎とし、財政再計算に起因する予定利率の変更

等に係る変動額の負担を考慮した妥当な水準の額を積立金から納付するものとする。

さらに、将来の農協等の被保険者数等の今後の見込みについて、統合時の見込みよりも変動するリスクがあることから、所要の上乗せ保険料を納付するものとする。なお、過去において、農林年金の職域部分を除く保険料率が、厚生年金に比べ低い期間が存在していた経緯もある。

おって、上記に基づき納付される額については、後出2の社会保障審議会の年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会において、必要な検証がなされるよう要請するものとする。

残る3共済のうち、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図ることとする。

このため、今回の財政再計算の結果に基づき速やかに具体的な枠組みについて政府及び関係者において検討を進め、次期財政再計算は、この財政単位の一元化を前提として実施することとすべきである。

私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく、政府及び関係者において検討を行う。

あわせて、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには政府及び関係者における具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるべきである。

さらに、今後、被用者年金制度のいわゆる2階部分の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐべきである。

(2) その他

厚生年金と共済年金との間でいわゆる2階部分について給付面でなお残されている違いについて、引き続き検討することが適当である。

2. 今後の進め方

一元化に向けた具体的な措置に係る検討状況等については、当懇談会に対して、適時適切な機会に報告がなされるべきである。

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される

部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

また、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

3．関連する事項

なお、公的年金制度のいわゆる1階部分の基盤強化の必要性に関連して、基礎年金の拠出金の分担のあり方についても、検討することが適切である。

また、零細な事業所に雇用される労働者、パート労働者あるいは派遣労働者に対する厚生年金保険の適用のあり方について、制度面、運用面の両方から検討することが適切である。

おわりに

今般、当懇談会においては、以上のとおり、公的年金制度の一元化に関して、その更なる推進についての取組の方向をとりまとめたところであり、政府においては、本報告を踏まえて、速やかに必要な対応策を講ずることとされたい。

公的年金制度の一元化の推進について

〔平成13年3月16日〕
閣議決定

就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し公的年金制度の安定化と公平化を図るため、公的年金制度の一元化を推進してきたところであるが、今後、次に掲げるところによりその更なる推進を図るものとする。

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める。
 - (1) 農林漁業団体職員共済組合については、平成14年度に厚生年金保険に統合する。
 - (2) 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。
 - (3) 私立学校教職員共済については、公的年金制度に係る共通部分についての費用負担の平準化を図る見地から、次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しを行うべく検討を行う、また、被用者年金制度における私立学校教職員共済の位置付けについて、上記の国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合における検討と並行して、次期財政再計算時までには具体的な検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。
- 3 社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。

あわせて、同部会において、被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの所要の検討、検証がなされるよう要請するものとする。

国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方

(公務員共済年金財政単位一元化研究会 平成 15 年 6 月 6 日)

1 背景

公務員の共済年金に関しては、平成 13 年 2 月 28 日の公的年金制度の一元化に関する懇談会報告「公的年金制度の一元化の更なる推進について」を受け、平成 13 年 3 月 16 日に閣議決定された「公的年金制度の一元化の推進について」では、「国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施する。」とされている。

当公務員共済年金財政単位一元化研究会では、この懇談会報告及び閣議決定を踏まえ、平成 13 年 10 月から国共済と地共済との間の財政調整の仕組み及び国共済と地共済の保険料率の一本化の時期などについて、5 回にわたる意見交換を重ねてきた。

これまでの当研究会に出席した関係者の国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する意見は以下のとおりである。

2 基本的考え方

ここでいう「財政単位の一元化」とは、複数の年金制度の財政単位を一体のものとして捉え、これを計算の基礎として年金財政を運営していくことであるが、国共済・地共済の間においては、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを目的とし、組織、制度として独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本にすることとする。

その際、国共済・地共済それぞれが年金給付に支障を来すことのない仕組みを作ることは当然であるが、それは、公務員という職域に適用される共済年金制度を全体で支え合う仕組みとすることを基本的な考え方とする。

なお、現在、次期財政再計算に向けて、年金財政方式、給付設計を含む公的年金制度の見直しが検討されており、この「考え方」は、公的年金制度の見直しの内容によっては改めて検討する必要があること生じることにも留意する必要がある。

3 保険料率の一本化

(1) 一本化保険料率の算定方法

財政単位の一元化という趣旨にかんがみ、財政再計算において、国共済と地共

済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定する。

一本化保険料率の算定にあたっては、地共済において財源率として含まれている公務上の障害共済年金等については除いて算定する。

なお、両共済で同一の保険料率となることの法的な担保措置を講じた上で、財政再計算については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会相互に情報交換を図りながら、それぞれで行うとともに、その結果についても相互に検証することとし、保険料率は、従前どおり国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会の定款で規定する。

(2) 保険料率の一本化の時期

公的年金制度の一元化に関する懇談会の議論を踏まえ、保険料率の一本化は速やかに実施することが望ましいが、地共済の保険料率は保険料率の一本化により平成 11 年財政再計算で見込まれている保険料率よりも将来的な引上げ幅が大きくなると見込まれることから、激変緩和のため、平成 16 年から段階的に一本化を実施することとし、平成 21 年に同一の保険料率とする。

4 財政調整の仕組み

(1) 財政調整の範囲

国共済と地共済については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であり、給付設計もほぼ同一であることから、財政調整の範囲は、職域部分を含む長期給付全体とする。なお、公費負担で賄われている公務上の障害共済年金等については除くこととする。

(2) 費用負担平準化のための財政調整

成熟の度合いが違うことにより異なってくる国共済と地共済の費用負担を平準化するため、基礎年金部分を除いた指標である独自給付費用に着目して財政調整を行う。

具体的には、独自給付費用率が実質的に同一となるよう、独自給付費用率の低い制度から高い制度に対して費用負担平準化のための財政調整拠出金を交付する。

注：独自給付費用とは、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）から基礎年金拠出金を控除したものである。したがって、長期給付費用全体からは、追加費用相当額、基礎年金交付金相当額、基礎年金拠出金（このうちの 1 / 3 は公経済負担）が除かれている。独自給付費用が当該年度の標準報酬総額に占める割合を独自給付費用率という。

(3) 年金給付に支障を来さないための財政調整

上記(2)の財政調整を行っても、両制度間における積立比率の相違による運用収入の差、被扶養配偶者比率の差等により、収支に赤字が生じ、将来的に積立金が枯渇することはあり得る。

このため、国共済・地共済が組織、制度として独立したままでも、それぞれの制度において今後発生する年金給付に支障を来すことのないようにすることが必要であり、第2の財政調整を行うこととするが、両共済が独立している以上それぞれが有する積立金をいたずらに減少させることは回避することが適当であることから、単年度の収入と支出に着目してこれを行うこととする。

この場合の支出については当該年度の年金給付等費用(基礎年金拠出金等は含むが、費用負担平準化のための財政調整拠出金の交付は含まない。)を対象とし、収入については当該年度のすべての収入(保険料収入、公経済負担、積立金運用収入、追加費用、基礎年金交付金、費用負担平準化のための財政調整拠出金の受け入れ)を対象とする。

なお、保険料率を一本化することにより、仮に年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金の交付・受け入れに当面偏りが生じることがあったとしても、将来にわたって公務員全体としての制度の安定化を図るために必要であることに留意すべきである。

(4) 財政調整の方法

平成16年の次期財政再計算による保険料率の改定時以降、新たな組織を設けずに国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の間で、毎年度、費用負担平準化のための財政調整拠出金と年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金を一本にして財政調整拠出金を交付し又は受け入れることとする。

この場合、財政調整拠出金の額については、各年度毎の独自給付費用率・収支に基づいて算定するものとする。

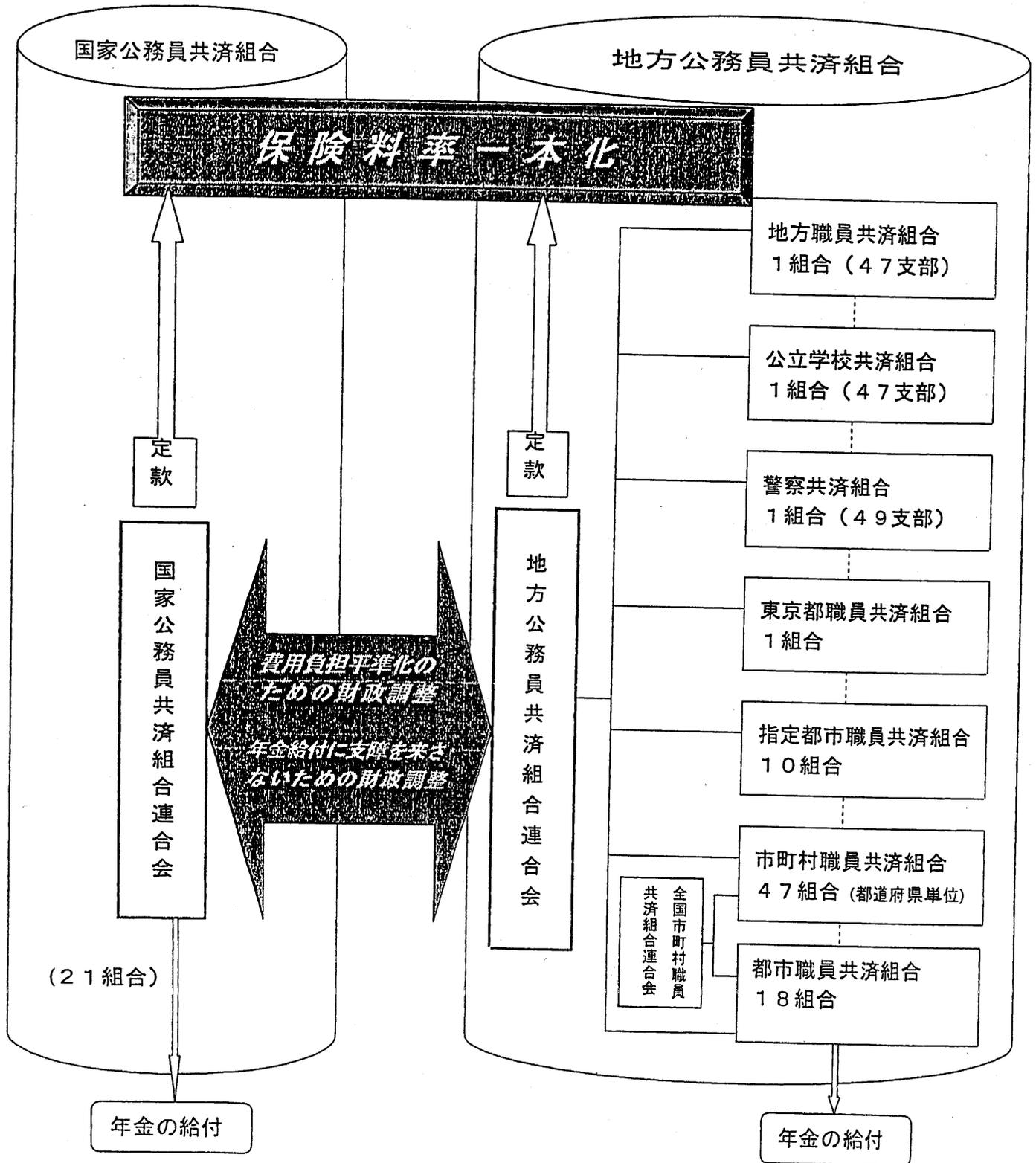
5 今後の方向性

平成13年3月16日の閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」では、「さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟化していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。」とされている。

また、今回の財政単位一元化における仕組みでは、両共済がお互いに助け合うことを旨としている。

このため、財政単位一元化の今後のあり方については、被用者年金制度全体の動向、公務員制度の状況、今回の仕組みの運用の状況などを踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。

「国共済年金と地共済年金の財政単位一元化」



※ この財政単位の一元化は、両共済がお互いに助け合うことを旨としている。

※ 両共済の財政単位の拡大及び費用負担の平準化を図るものであり、既裁定年金を含む年金の給付水準に見直しを行うものではない。

被用者年金一元化に関する論点整理 概要版

平成 17 年 12 月 7 日
被用者年金制度の一元化等に
関する関係省庁連絡会議

1. 被用者年金一元化の趣旨

被用者年金各制度は共通点があり、これらの一元化をまず進めることは、公的年金制度全体の一元化をも展望する上で不可欠なものである。

今般の一元化は、平成 13 年の閣議決定に照らして制度の安定性と公平性の確保を図るとの観点から、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図り、国民の安心と信頼を高めるための有効な手段である。具体的には、賦課方式に移行しつつある各制度の支え手を広げる等の意義があるのではないかと。

民間との公平性の確保という観点を被用者年金一元化の趣旨に含めて一元化の推進を図ることが重要ではないかと。

2. 各制度に共通する給付に係る負担の水準の相違について

各制度に共通する給付（「1・2階部分」）に係る保険料率（％）

	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2005 年度	14.288	13.5	12.7	9.9
将来	18.3	16.5 ~ 16.8		16.2 ~ 16.6
	2017 年度以降	2020 年度以降		2027 年度以降

* 社会保障審議会年金数理部会資料より

「1・2階部分」の財政単位を1つにして被用者年金の受給者全体を被用者年金の被保険者全体で支えることが被用者年金一元化の本旨である。

「1・2階部分」の保険料率を統一するとともに、積立金を「1・2階相当分」とそれ以外に仕分けることが必要である。

保険料率統一のスケジュールは、厚生年金の保険料率の毎年度の引上げ幅や上限に達する時期、加入者や事業主の負担増、既存の一元化に向けた措置との整合性等を十分に考慮して検討することが必要である。

加入者や事業主の負担増等を考慮すれば、段階的に保険料率を統一していくことが基本ではないか。

一元化後の保険料率については、各制度とも保険料率を法定する、統一に向けたルールを決めた上で共済の保険料率は自主決定（定款）を尊重する、などの考え方がある。

3．各制度に共通する給付に係る制度的な差異の取扱いについて

遺族年金の転給など共通の給付に係る制度的な差異は基本的に解消し、公平性を高めることが必要である。

経過的な措置に係る差異は、基本的に存置するべきである。

4．被用者年金一元化の形態と年金事務処理について

一元化の形態は、制度又は事務組織の統合という考え方のほか、既存の事務組織を活用しつつ一元化の本旨に沿った財政単位の本質化を行う考え方など、様々なバリエーションがあり、それぞれにメリット・デメリットがあることから、総合的な判断が必要である。

既存の運営組織を活用して財政単位の本質化を実現すれば、実質的に一元化の本旨に叶うのではないか。組織を統合すれば、システムや人員などの移行コストが大きくなるのではないか。

様々な年金制度に加入していても記録に基づく年金相談等を1か所で受けられるよう、情報共有化を推進すべきである。一元化の実施には、十分な期間を考慮することが必要である。

5．積立金の取扱いについて

共済の保有する積立金の中で、厚生年金の積立金の水準に見合った額を「1・2階部分」の共通財源に充てる必要がある。

当該積立金の管理・運用については、基本的な運用ルールは統一する、設定された予定運用利回りの下で各制度が独自に運用ルールを策定する、などの考え方がある。

積立金の運用方法を限定すれば、私学振興の後退、地域経済への影響などが懸念されるのではないか。

6．職域部分の取扱いについて

職域部分は公務員制度の一環としての検討が必要であり、身分上の制約や民間の企業年金の普及状況に照らせば妥当なものとも考えられるのではないか。公務員等を巡る諸状況との関連でも在り方の検討が必要ではないか。

民間準拠の観点から企業年金との水準の均衡の検討が必要であり、その際、退職金も含めた均衡を考慮することが必要ではないか。少なくとも民間準拠の水準が保証される仕組みの検討が必要ではないか。

積立方式に制度を変更する場合、いわゆる「二重の負担」の問題が発生することをどう考えるか。

既裁定者の給付の減額は、憲法上の財産権の問題を生じるおそれがあり、困難ではないか。未裁定者の過去期間も、既裁定者との均衡の確保が必要ではないか。他方、少子・高齢化の中では、既裁定者にも一定程度の我慢を御願いせざるを得ないのではないか。

仮に職域部分をなくしてしまう場合には、法の下での平等の観点から、企業年金に加入できない公務員に別途の年金の途を開くべきではないか。

7．追加費用について

恩給制度から共済年金制度への切り替えに伴い、恩給期間に係る年金額の費用を国、地方が負担するものであり妥当ではないか。

追加費用の対象者の大半は既裁定者であり、既裁定者の給付の減額等に関し、6．に掲げた論点についてどのように考えるか。

旧軍人・文官の恩給や戦傷病者・戦没者遺族の年金とのバランスに留意することが必要ではないか。

8．福祉施設について

福祉施設については、共済では福祉施設の財源に年金保険料を充当せず、年金財源に影響を与えていないことから、特に問題はない、年金積立金からの建設費の貸付については、「1・2階相当分」の積立金の運用の観点から検討が必要、などの考え方がある。

9．合意形成について

一元化の方向性を決定する過程において、関係者の理解を得るとともに、関係者の参加のもと合意形成を図る必要があるのではないか。また、今後の国民的議論の中で、どのような方向で考えていくか。

被用者年金一元化についての考え方と方向性

平成17年12月14日
与党年金制度改革協議会

公的年金制度については、国民年金を含めた一元化をも展望しつつ、我々は、以下のような考え方と方向性の下に、被用者年金（厚生年金、共済年金）の一元化を速やかに進めることが必要と考える。政府においては、今後、この考え方と方向性を踏まえ、与党とも連携しつつ更に検討を深め、できるだけ速やかに処理方針を策定されたい。

1．今般の被用者年金一元化の本旨は、公的年金全体に対する国民の信頼を確保し、制度の安定化、公平化を図ることである。

そのため、いわゆる官民格差の是正、すなわち民間準拠の基本精神に立って、被用者全体で年金財政を一本化する。

そこで、まず被用者に共通する1・2階部分について、給付と負担や積立金が被用者全体で同一の取扱いになることを基本に見直すべきである。

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率は、現在は厚生年金に比べて低くなっているが、加入者や事業主の負担増が急激なものにならないよう配慮しつつ、できる限り速やかに厚生年金の水準に統一する。
- (2) 共済が現在持っている積立金については、1・2階部分の給付に充てられるべき部分を明確に仕分け、厚生年金の積立金とともに、被用者に共通する1・2階部分の給付に充てる共通の財源として、共通のルールに基づき、適切に管理・運用を行う。
- (3) 遺族年金の転給など、適用・徴収・給付に係る厚生年金と共済年金との間の制度的な差違については、厚生年金のルールに揃えることを基本に、解消していく。

2．一元化後の被用者年金については、これまでの経緯や現場の実態を十分踏まえて、出来るだけ国民の立場に立った、分かりやすく無駄のない効率的な運営を目指すべきである。

- (1) 制度や組織の一元化の形態については、職員の身分移管やシステム開発などに過大な移行コストがかからないようにする。
- (2) これまで様々な年金制度に加入していた場合であっても、被保険者や受給者が、自分自身の年金個人記録に基づく年金相談等を1か所で受けられるワンストップ・サービスを実現する。

3．現在の公的年金方式（強制・賦課方式）としての3階部分（いわゆる職域加算）については、保険料の半額は、公務員にあっては国民の納めた税で負担されている。この点にも留意し、職域加算については、今般の被用者年金一

元化の本旨を踏まえ、既裁定分など過去期間についての適切な見直しを行いつつ、原則として廃止する方向で検討すべきである。

4．過去の恩給期間に対応する共済年金の追加費用については、全額を国民が納めた税で負担している。今後は基本的に新規裁定もなく、順次縮小していくものであるが、1・2階部分の保険料率が厚生年金と同じ水準になることや、3階部分の見直しの結果を踏まえ、今般の被用者年金一元化の本旨に照らして、過去分の今後の取扱いについて、その縮減のための抜本的見直しを行い、できるだけ早く廃止する方向で検討すべきである。

5．共済の福祉施設については、積立金運用の一環（福祉事業への貸付）として行われていることから、1・2階部分の給付に充てられるべき積立金運用の在り方の見直しの中で、適切に対応することが必要である。

被用者年金一元化等に関する政府・与党協議会（平成 18 年 2 月 9 日）

「被用者年金一元化についての検討・作業方針」

1．基本的な考え方について

公的年金全体に対する国民の信頼を確保し、制度の安定化と公平化を図るため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として、被用者年金の一元化の制度設計を行う。

2．1・2 階の保険料水準の統一について

厚生年金と共通の給付である共済年金の 1・2 階部分の保険料率は、厚生年金の水準に統一する。

厚生年金の保険料率が 18.3% の上限に達するのは平成 29 年度であるが、具体的な共済年金の保険料率の引上げ幅及び統一時期をどうするかについては、加入者や事業主の負担増が急激なものにならないよう配慮しつつ、できる限り速やかに厚生年金の水準に統一するよう検討する。

私学共済で現在別途徴収している年金事務費掛金については、他の被用者年金制度同様、統一する 1・2 階部分の保険料率に含まれるものとして整理する。

3．積立金の仕分けと管理・運用について

共済年金の保有する積立金については、1・2 階部分の給付に充てられるべき部分を仕分けし、これを厚生年金の積立金とともに、「1・2 階部分」の共通財源に充てる。

具体的には、共済年金の保有する積立金から、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分けるとの考え方に基つき、今後検討する。

1・2階部分の積立金の管理・運用については、各制度の積立金を統一的に運用することを基本として、具体的な在り方については、制度や事務組織の在り方についての議論及び共済の貸付等を含め現行の運用の実態にも留意しつつ、今後検討する。残りの積立金の取扱いについては、職域部分の取扱い等にあわせて検討する。

4．制度的な差異の取扱いについて

共通の給付に係る以下のような制度的な差異については、厚生年金に揃えることを基本とし、以下の方向で個々に検討する。

- ・ 共済年金における遺族年金の転給制度については、厚生年金に合わせて廃止する。
- ・ 厚生年金に合わせて、共済年金に被保険者資格の年齢制限（厚生年金及び私学共済では70歳まで、国共済・地共済では年齢制限なし）、障害給付に当たっての保険料納付要件（厚生年金では国民年金加入義務期間に係る保険料納付要件があるが、共済年金では国民年金加入義務期間に係る保険料納付要件がない）を設ける。
- ・ 老齢給付及び障害給付に係る在職支給停止については、制度間の差異を統一する。

等

以下は経過措置であり、制度的な差異が解消する時期が明らかであるので存置する。

- ・ 厚生年金における女子の支給開始年齢（厚生年金における女子は男子の5年遅れで、平成42年以降に差が解消。）
- ・ 共済年金における60歳前の繰上げ支給（共済組合員で平成7年までに退職した者が対象。）

等

5．一元化の形態と年金事務処理について

一元化の形態については、できるだけ国民の立場に立った、分かりやすく無駄のない効率的な運営を目指す観点から、被用者全体での年金財政の一本化を前提として検討する。

この場合、法律を一本化するのかどうか、事務組織を一本化するの
かどうか、について、以下の点を踏まえて総合的に検討する。

- ・ 共済組合においては年金・医療・福祉を一体として効率的に実施
していることなど、各制度の実態
- ・ 身分移管やシステム開発などに係る移行コストや、運営の効率性

いずれの場合においても、様々な年金制度に加入していても記録に
基づく年金相談等を1か所で受けられるよう、情報共有化を推進する。

6．職域部分の取扱いについて

現在の公的年金方式（強制・賦課方式）としての職域部分について
は、更に検討する。

職域部分を廃止する場合には、民間の3階部分（企業年金）に相当
する年金を創設する必要がある。その際、公務員制度全般の在り方や
民間の企業年金の実態等を踏まえることとする。

私学共済の3階部分については、国共済・地共済の検討状況を踏ま
えつつ検討する。

7．追加費用の取扱いについて

追加費用の取扱いについては、既裁定者の追加費用に係る給付の減
額を含めて検討する。その際、憲法上の財産権侵害の問題や恩給等と
の関係について整理する必要がある。

8．福祉施設の取扱いについて

共済組合の福祉施設については、共済年金からの貸付が行われてい
るので、「1・2階相当分」の積立金の運用の観点から検討することと
する（前出3．参照）。

（以上）

被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について

〔平成 18 年 4 月 28 日
閣 議 決 定〕

被用者年金制度の一元化については、平成 16 年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、次に掲げるところにより、これを行うものとする。

1. 被用者年金制度の保険料率の統一

(1) 現行の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済（以下「各共済年金」という。）の被用者年金制度に共通する給付（以下「1・2階部分」という。）に係る保険料率を、次の①から③により厚生年金保険の保険料率に統一する。

① 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合（以下「公務員共済」という。）の保険料率が統一される翌年の平成 22 年から、1・2階部分の保険料率の統一を開始する。

② 現行の職域部分（3階部分）を廃止することを踏まえ（4.（1）参照）、平成 22 年以降は、それまで職域部分（3階部分）に対応する保険料として予定されていた部分の保険料率も含めて 1・2階部分の保険料率とし、その率から厚生年金保険と同様に、毎年 0.354%ずつ引き上げ、

公務員共済については平成 30 年、私立学校教職員共済（以下「私学共済」という。）については平成 39 年に厚生年金保険の保険料率(18.3%)に統一する。

③ 加入者及び事業主(国・地方公共団体及び学校法人等)にとって急激な保険料負担増とならないよう、各共済年金の 1・2 階部分の新たな保険料負担の一部は、積立金を活用して負担する（2. 参照）。

(2) 私学共済で別途徴収している年金事務費掛金については、統一される 1・2 階部分の保険料率に含まれるものとする。

2. 積立金の仕分け

(1) 各共済年金が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準に見合った額を仕分け、これを厚生年金保険の積立金とともに被用者年金制度の 1・2 階部分の共通財源に供する。具体的には、各共済年金の保険料で賄われる 1・2 階部分の支出に対して何年分に当たるかの水準が、厚生年金保険における当該水準と同一になるよう、各共済年金の積立金から、共通財源に供する積立金を仕分ける。

(2) 上記 (1) により 1・2 階部分の共通財源に供する積立金を仕分けた後に各共済年金の財源として残る積立金を、現行の職域部分(3 階部分)の廃止前の期間に係る給付費(既裁定年金及び未裁定の過去期間分(4. (2) 参照))に充てる。

(3) その上で、更に各共済年金の財源として残る積立金については、1. (1) ③及び 4. (3) (4) のための原資に活用する。

3. 追加費用等

- (1) 国民負担を抑制する観点から税負担による追加費用を減額するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額する。ただし、受給者に係る生活の安定確保及び財産権の保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う。
- (2) 以上の考え方にに基づき、税負担を財源とする恩給期間に係る給付について、次の①及び②により減額する。
 - ① 共済年金制度発足時の本人負担(対俸給8.8%の保険料のうち本人負担分 4.4%)よりも低い恩給期間の本人負担(恩給納金として対俸給2.0%)に見合った給付水準とするため、恩給期間に係る給付について、27%減額する。
 - ② ただし、恩給期間と社会保険方式による公務員共済期間の合計に係る給付について、
 - ア) 給付額に対する引下げ額の割合が10%を上回らないこととする
 - イ) 減額により、給付額が250万円を下回らないこととするとの措置を講じる。
- (3) 文官恩給についても、上記(1)(2)との均衡を考慮した給付水準の引下げ措置を講じる。
- (4) 税負担ではない国家公務員共済組合の郵政公社分及び厚生年金保険に統合した旧三公社等における追加費用について、税負担による追加費用と同様の取扱いとするかどうかは、更に検討する。

4. 職域部分

- (1) 現行の公的年金としての職域部分(3階部分)は、平成22年に廃止する。
- (2) 現行制度に基づく既裁定年金の給付については存続する。ただし、追加費用による職域相当分については、3.(1)による減額の対象に含める。未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については下記(3)の仕組みの制度設計を踏まえて検討する。
- (3) 新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。
- (4) 私学共済については、別途、廃止する現行の職域部分(3階部分)に代わる新たな年金を設けることを検討する。

5. 積立金の管理・運用

- (1) 各共済年金の1・2階部分と厚生年金保険の積立金は、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用することを基本とし、運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等の運用ルールは統一する。
運用主体の在り方については、資金規模やその市場影響をどのように考えるか等の観点から、更に検討する。
- (2) 各共済年金の貸付等の独自運用については、その果たしている役割や運用の観点に立った評価等を踏まえ、必要な範囲で確保する方策を講じる。

6. 制度的な差異の取扱い

(1) 1・2階部分において各共済年金と厚生年金保険の制度が異なる点については、次のとおり各共済年金と厚生年金保険を揃える。

- ① 共済年金における遺族年金の転給制度については、厚生年金保険に合わせて廃止する。
- ② 厚生年金保険に合わせて、共済年金に被保険者資格の年齢制限及び障害給付に当たっての保険料納付要件を設ける。
- ③ 老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、制度を統一する。これにより、60歳台前半の退職した公務員が厚生年金保険被保険者となる場合の減額について、60歳台前半の民間被用者に適用される、より厳しい減額方法とする。

(2) 制度的な差異が解消する時期が明らかな次の経過措置については、存置する。

- ① 厚生年金保険における女子の支給開始年齢
- ② 共済年金における60歳前の繰上げ支給

(3) その他の制度が異なる点については、上記(1)(2)の取扱いに準じて個々に検討する。

7. 事務組織等

(1) 事務組織等の取扱いについては、被用者全体での年金財政の一本化を前提とし、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から、更に検討する。

(2) 事務組織の在り方にかかわらず、年金相談等の情報共有化を推進する。

被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について

平成18年12月19日
政府・与党

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月28日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

具体的には、

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ 、減額後の給付額 ≥ 250 万円)を講じる。

また、上記閣議決定において今後の課題とされた以下の事項については、次に掲げる方針により、これを行うこととする。

1. 老齢年金の在職支給停止について

- (1) 老齢年金の在職支給停止は、今後、公務員OBが民間企業で勤める場合なども、民間企業OBが民間企業に勤める場合の減額方法(厚生年金の方法)と同じ方法に統一し、官民格差を解消する。
- (2) 現在、既に年金を受給しながら企業で働いている60歳台前半のOBについても、官民格差の早期解消とともに、新たに年金を受給し、厳しい減額がなされるOBとの公平性の観点から、一定の配慮措置を設けた上で、厚生年金と同様の措置を講じる。
- (3) 上記の60歳台前半のOBに関する在職支給停止の見直しとの均衡等から、平成19年4月に既に70歳以上となっている方についても、一定の配慮措置を設けた上で、所要の措置を講じる。

2. 障害年金の在職支給停止について

障害年金の在職支給停止については、これを行わない現行の厚生年金の取扱いに統一する。

3. 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について

今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金が加算されるようにする。

4. 国会議員や地方議会議員の支給停止について

国会議員や地方議会議員の支給停止については、厚生年金においても、現行の共済年金と同様に、年金の支給停止を行う。

5. 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について

地方公共団体の長の共済年金額の加算特例については、厚生年金に合わせる観点から、廃止する。

6. 文官恩給について

文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。

7. 郵政公社、旧三公社等における追加費用について

郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

8. 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について

- (1) 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
これにより、一層の少子高齢化等に備えた全被用者の支え合いによる厚生年金制度とするとともに、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。
- (2) 1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とする。
また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示する。
さらに、制度全体を通じた財政検証を定期的実施する。
- (3) 事務組織については、無駄な投資を避け、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。即ち、これらの事務組織が、共済組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理・運用から年金給付までの一貫した厚生年金の事務処理を分担する。
なお、今後、情報処理技術の進歩等に合わせ、利便性が高く、より効率的な事務処理が行われるようにすることを検討する。
- (4) 積立金の管理・運用については、厚生労働大臣が関係大臣の協力を得て、運用の基本的な方向性等を定め、運用状況等の評価を行い、国民に開示する。そのもとで、運用管理主体は、専門性を高めつつ、具体の運用ルール等を定め、積立金を運用に供する。

9. 新たな公務員制度としての仕組み等について

公的年金としての3階部分（職域部分）廃止に伴う新たな公務員制度としての仕組み等については、速やかに結論を得ることができるよう引き続き検討する。

10. 実施時期について

被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成22年度を原則とする。
なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年度から実施する。また、9.については、検討結果を踏まえ、平成22年度から実施する。

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）

～ 安心・納得の年金を目指して ～

平成 22 年 6 月 29 日
新年金制度に関する検討会

1. 我が国社会経済の変化と見通し

現在の年金制度の基礎ができたのは 1960～70 年頃ですが、その当時と現在では我が国の社会経済の姿は大きく異なってきています。

また、年金制度は、およそ 40 年もの間保険料を納め、その後の長い老後の間、年金を受け続けるという長期的な制度ですので、年金の改革に当たっては、将来の社会経済の姿がどうなるかということも考え合わせながら、検討していかなければなりません。

※ [] 内のページ数は別添の参考資料の関連ページ。

（1）人口構造等の変化

（人口減少社会の到来）

- 日本の総人口は、1970 年当時は 1 億 400 万人でしたが、現在では 1 億 2700 万人を超えています。しかし、一貫して増加していた人口は、2005 年に戦後初の減少に転じ、今後も人口減少が進み、およそ 35 年後には 1 億人未満にまで減少すると見込まれています。[P 2～3]

（長寿化・高齢化）

- 日本人の平均寿命は、1970 年当時男性 69 歳、女性 75 歳でしたが、現在では男性が 79 歳、女性が 86 歳となっており、男女とも 10 歳以上長生きをするようになっています。現在、日本は世界最高の長寿国です。

高齢化率（65 歳以上の人口割合）も、1970 年当時は 7%でしたが、現在ではその 3 倍の 22%程度になっており、さらに 2050 年頃には 40%台にまで上昇します。[P 2、P 4～5]

- 日本の将来は、このような超高齢人口減少社会の到来が避けて通れないものとなっており、これを前提として、社会や経済の仕組みを考えていかなければなりません。

(少子化の進行)

- 1年間に生まれる赤ちゃんの数は、1970年当時190万人でしたが、2009年には107万人程度まで減少しており、さらに2050年には48万人程度まで減少するとの推計がなされています。

また、0～14歳の子どもの人口割合は、1970年当時は24%でしたが、現在では13%台まで低下しており、さらに2050年には9%まで低下すると推計されています。[P2、P6]

- 1970年には8.5人の現役世代で1人の高齢者を支える人口構造であったものが、現在では3人で1人を、さらに2055年には1.2人で1人を支える姿になると想定されています。世代間の支え合いの仕組みである年金制度にとって、少子化への対応は重要な課題です。[P3]

少子化の背景には、仕事と子育ての両立が困難という問題のほか、若年世代の経済的不安定化などの問題があることが指摘されており、子育て支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの取組みを進めることが求められています。

(世帯の状況)

- 世帯の状況を見ると、1970年当時、夫婦と子どもと親が含まれる世帯（3世代世帯）は16%ありましたが、現在では7%まで減少しており、子が歳をとった親と同居して暮らすことは少なくなっています。[P8]

- また、世帯主が65歳以上の世帯のうち一人暮らしの世帯は、1980年当時20%でしたが、2005年には28%となっており、さらに2030年頃には38%に達すると見込まれており、老後を一人で暮らすお年寄りは、今後ますます増えていきます。[P9]

- 1980年における男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は1114万世帯、雇用者の共働き世帯は614万世帯でしたが、1990年代に逆転し、現在では、前者が825万世帯、後者が1011万世帯となっています。[P10]

(婚姻の状況)

- 結婚についてみると、1970年当時は男性が26.9歳、女性が24.2歳で結婚（初婚）していましたが、現在では男性が30.2歳、女性が28.5歳になって

おり、結婚する時期が4歳程度遅くなっています。また、生涯未婚という人は1970年当時男性1.70%、女性3.34%でしたが、現在では男性が15.96%、女性が7.25%で、男女とも結婚しない人が増加しています。さらに、2030年には、男性が29.5%、女性が22.6%にまで上昇すると見込まれています。

[P11~12]

- 一方、離婚件数は、1970年当時9万6千件であったものが、現在は25万3千件で2.5倍以上に増加しており、人口千人に対して離婚した人の数（離婚率）は0.93人から2.01人に増え、当時と今を比較すると2倍以上の人が離婚している計算となります。また、現在では、1日に結婚する夫婦が約2000組であるのに対し、1日に離婚する夫婦は約700組に達しています。[P11]

（2）働き方の変化

（労働力人口の将来推計）

- 日本の労働力人口（就業している人と失業者の合計）は、1970年に5150万人でしたが、増加を続けて1998年には6800万人でピークに達し、以後は減少傾向になっています。そして今後も、高齢者や女性の労働市場への参加が進まなければ、2030年には5580万人まで減少すると推計されています。

活力ある経済社会を維持していくためには、女性や高齢者をはじめ、すべての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備に努めることが重要です。[P14~16]

（産業構造の変化）

- 昭和30年代半ば頃には、第1次産業で就業する人が4割弱を占めていましたが、現在では5%にも満たないところまで減少し、代わりにサービス業等の第3次産業で働く人が増えています。

また、その当時、自営業主は有業者の3割弱を占めていましたが、現在では1割程度まで減少しており、企業等で雇用される者が有業者の大多数を占めています。

このように、国民年金制度が発足した当時に主たる対象者として考えられていた自営業者は数が大幅に減少し、代わりに企業等で働く人々のうち厚生年金保険に加入できない臨時雇用者などが国民年金に流入しています。その結果、現在では、国民年金加入者のうち4割近くは非正規労働者等の被用者で占められています。[P17~18]

(非正規雇用の増加)

- グローバル化、サービス化、IT化等に伴う先進国共通の問題として、安定した収入を得られるような正規雇用が減少しており、現在では労働者の3人に1人が非正規労働者となっています。[P19]

雇用形態が多様化している中で、働き方の実態は正社員と差がないにもかかわらず、社会保障や労働法制の適用に関して正社員と同様の取扱いを受けられないというケースが生じているという問題もあります。

また、日本の企業は、新規学卒者を一括採用して育てていく慣行を中心としているため、若者の側からみると、学卒時に就職に失敗すると後々まで尾を引くおそれが大きいとの問題もあります。

- 非正規雇用者の割合を見ると、特に10代から20代前半の若年層では、1990年代から2000年代の初めにかけて2割程度から4割超へと大きく増加しています。

非正規雇用者等は、技術や技能形成の機会が得られず、賃金が上がらないまま歳をとった結果、老後の年金額も低くなってしまっておそれがあります。

[P20~21]

(転職の増加)

- 若者や女性を中心に、転職をする人が増加(特に、女性の転職者比率は1980年代以降倍増)しており、個人にとっても企業・産業にとっても、生涯を通じて学習や職業訓練等を行うことが重要になっています。[P22]

(難しくなる人生設計)

- 家業を継いで自営業を続けたり、一つの会社で引退するまで働き続けたりというような、これまでに年金制度が前提としてきたような標準的ライフコースをとることはむしろ少なくなっていると考えられます。

こうした結果、特に若い世代を中心に、仕事や家族に関し自分のライフコースがどうなるかという「人生の予測」が困難になっており、老後の暮らしに対する不安も高まっています。

2. 新たな年金制度創設の必要性

(社会保障と就労支援)

- 以上のように社会経済の姿が大きく変化している中、これからの社会保障のあり方としては、基本的に、国民の暮らしを確実に支えつつ、人々の就労を支援し促進するという方向を目指すべきであると考えられます。

(非正規労働者には対応できない国民年金)

- 現在の年金制度は、製造業等で働く正社員、農林漁業者や自営業者といった、かつての我が国における典型的な職業を念頭に置いてつくられています。
しかし、国民年金制度が発足してから半世紀が経過して、年金制度を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、人々の働き方が大きく変化し、転職する人などが増えた結果、制度間の格差や制度を移る際の面倒な手続などの問題が生じています。
- 年金保険料の事業主負担を嫌って企業が正社員ではなくパートやアルバイトを雇用する傾向にあるなど、年金制度が就労に影響を与えている側面もあります。非正規労働者が国民年金に流入した結果、本来想定されていた自営業者等は国民年金加入者の3割を切るところまで減少し、逆に、4割近くは非正規労働者等で占められるようになり、国民年金は、あたかも不安定な雇用者のための年金制度のようになっています。[P18]
このような人は、老後、自営業者並みの給付（国民年金だけの場合、老齢基礎年金の平均月額約4.85万円）しか受けられないため、安定した老後を送るための収入としては魅力が乏しく、若いうちに保険料を納める意欲も低下しがちです。

(深刻な未納・未加入問題)

- 低賃金の非正規労働者や失業者のような負担能力が乏しい人にとって、国民年金の定額の保険料は支払いが困難であることに加えて、年金記録問題などによって、年金制度に対する国民の信頼も失われてきていることから、平成20年度における国民年金保険料の納付率は62%に落ち込むなど、国民年金の未納・未加入の問題が深刻になっています。[P26]
- 保険料を納めなければ、老後に低年金者または無年金者となって、貧困に陥るおそれ大きいと考えられます。現に、これから保険料を納めても年金を

受給できない無年金見込み者を含めたいわゆる無年金者は、現在最大118万人いると推計されています。[P27]

(新たな年金制度の創設が必要)

- 少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。

また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる、真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。

そのためには、制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難になっている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。

(改革に当たっての留意事項)

- 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とするわけですので、現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付（過去期間分給付）とは別に考えることとなります。そのための費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検討したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます。
- 年金は国民生活に深く関わる重要な制度であることからすれば、生活保護など他の社会保障制度、税制、雇用・労働政策、子育て支援、住宅政策など幅広い分野の制度との整合性を図りながら改革を進める必要があります。
このような意味で、新たな年金制度の創設に取り組むことは、幅広い社会制度の見直しにつながる「改革の突破口」と言えます。
- さらに、以上のような新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。

3. 新年金制度の基本原則

以上のような背景や観点を踏まえて、新たな年金制度の基本原則は、次のよ

うなものとしします。

なお、今後、新たな年金制度については、超党派で国民的な議論を行っていくべきものですので、この基本原則も、最初から、個別具体的な内容を定めるのではなく、新たな年金制度が拠って立つべき基本的な考え方として、幅広い国民の皆さんに御理解いただけるようなものとしています。

具体的な制度の内容は、この基本原則について国民的な議論を行った上で、その議論の内容も踏まえながら、検討を進めていくこととしています。

1. 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・ 違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・ また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

2. 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

- ・ 最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・ 人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

3. 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・ 公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・ また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分

のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

4. 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・ これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・ また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

5. 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

- ・ 年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

6. 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

- ・ 保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

7. 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

- ・ 年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。

以上

社会保障改革の推進について

〔平成22年12月14日〕
閣議決定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年1月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

社会保障・税一体改革成案について

〔平成 23 年 7 月 1 日〕
閣 議 報 告

社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）を別紙のとおり報告する。

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

はじめに

社会保障と税の一体改革については、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、以来、同年11月から12月にかけて社会保障改革に関する有識者検討会を開催、本年2月から6月にかけては社会保障改革に関する集中検討会議を開催するなど、精力的に議論を進めてきた。また、この間、与党(民主党・国民新党)においても、民主党社会保障と税の抜本改革調査会等において議論を深め、報告の取りまとめ等を行ってきた。

本成案は、「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)(別紙1)に基づき、政府・与党におけるこれらの集中的な検討の成果をもとに、社会保障と税の一体改革の具体的な方向について取りまとめたものである。政府・与党においては、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとする。

この改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、本成案をもって野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらした。この国難を克服していくためには、単なる災害復旧にとどまらず、活力ある日本の再生を視野に入れた復興のための施策を推進していく必要がある。このため、被災地・被災者に十分に配慮し、社会保障・税一体改革については、復興対策との両立を図りつつ取り組むものとする。この中で、未来志向の見地から、被災地を少子高齢化が進む日本の先進的モデルとしていく。

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた 1960 年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の大きな変化が生じている。

これらを踏まえ、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図っていくことが求められている。

社会保障改革を行うに当たっては、社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の様々な議論の積み重ねを尊重し、昨年 12 月の社会保障改革に関する有識者検討会報告で示された「3つの理念」(①参加保障、②普遍主義、③安心に基づく活力)や「5つの原則」(①全世代対応、②未来への投資、③分権的・多元的供給体制、④包括的支援、⑤負担の先送りをしない安定財源)を踏まえたものとしていくことが重要である。

まず、セーフティネットに生じたほころびや格差の拡大などに対応し、所得の再分配機能の強化や家族関係の支出の拡大を通じて、全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高めていく。このため、セーフティネットから抜け落ちていた人を含め、すべての人が社会保障の受益者であることを実感できるようにしていく。制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会を目指す。

社会保障は国民が支え合いの仕組みに積極的に参加することで強固なものになっていくが、そのためには、サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題に立ち向かい、情報開示や必要な効率化などの質の向上を図りつつ、より公平・公正で自助・共助・公助の最適なバランスによって支えられる社会保障制度に改革をしていく。支援を必要とする人の立場に立った、包括的な支援体制を構築し、また、地域で尊厳を持って生きられる

よう支える医療・介護が実現した社会を目指す。

そして、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障の実現を目指し、国民皆保険・皆年金を堅持した上で、給付と負担のバランスを前提として、それぞれ OECD 先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指す。

以上のような改革の基本的考え方にたち、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。

- ① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。
- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。
- ⑤ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(1. 全世代対応型・未来への投資、 2. 参加保障・包括的支援(全ての人に参加できる社会)、 3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、 4. 安心に基づく活力)を

踏まえ、

- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
- ② 医療・介護等のサービス改革
- ③ 年金改革
- ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

個別分野における具体的改革項目については、

- ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
- ② 負担と給付の関係が明確な社会保険(=共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
- ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。
- ④ 世代間のみならず、世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直しを行う。
- ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。

といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程は、別紙2「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」の欄A～Cに示すとおりであり、各改革項目の記述に当たっては、可能な限り具体的な数値目標を示すとともに、成長戦略に関係の深い項目についてはその旨付記した。

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

- ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
- ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等

○ 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
- ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防

○ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化

c) 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化

- ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。

d) その他

- ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討

- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
- ・ 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)

Ⅲ 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

Ⅳ 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率の M 字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。
- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

Ⅴ I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関の連携強化などの重点化・効率化)、総合的

な障害者施策の充実(制度の谷間のない支援、地域移行・地域生活の支援)、
難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示

- ・ また、社会保障制度の持続可能性向上のためには、次世代を担う子ども・若者の育成が肝要であり、上記の社会保障制度改革と併せて、雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援の強化に取り組む。

VI 地方単独事業

- 以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

[再掲] 貧困・格差対策 ～ 重層的なセーフティネットの構築

- 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - ・ 市町村国保・介護保険における低所得者への配慮、高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)、総合合算制度、年金制度における最低保障機能の強化
- 第2のセーフティネットの構築
 - ・ 求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進)
- 生活保護の見直し

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

社会保障・税に関わる番号制度は、主として、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の給付と負担の公正性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。

6 月には「社会保障・税番号大綱」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

Ⅱ 社会保障費用の推計

1 機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用(公費)の推計は別紙2の欄 D 及び E に示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)による追加所要額(公費)は、約 2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額(公費)は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

(税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討)

II 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

(総合合算制度～0.4 兆円程度を含む)

III 年金 ～0.6 兆円程度

〔再掲: 貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度

(総合合算制度～0.4 兆円程度を含む)〕

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。¹

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税込を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税込(国・地方)を主要な財源として確保する。

消費税込(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則 104 条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税込の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税込の充実を図る。

(2) 消費税込の使途の明確化

消費税込(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない²こととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税込の社会保障財源化)。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税込(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度

¹ 2011 年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は 39.4 兆円である。

他方、総務省推計によれば、2011 年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は 7.7 兆円と見込まれる。

² 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定)参照

の一層の安定・強化につなげていく。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ－2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する(別紙3)。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況からもこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」³との原則に一刻も早く立ち戻る

³ 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理

必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持—制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。⁴

このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、上記Ⅱ－1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用(社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している)、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る⁵。

これらの取組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標⁶の達成に向かうことで⁷、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配意しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大

⁴ 「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。」(有識者検討会報告)

⁵ Ⅱ－2における総合的な整理を踏まえた対応に留意する。

⁶ 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)において、国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化させた上で、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることとされている。

⁷ 財政健全化目標の達成所要額は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)を前提としている(年次に改訂)。

綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(1) 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

(3) 消費課税

消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO2排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方

向で見直しを検討する。

(4) 資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

(6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙2に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。

税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成 21 年度税制改正法附則 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じる⁸。

上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。

以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政策努力を最

⁸ 平成 21 年度税制改正法附則 104 条第 1 項：政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

大限行うとともに、日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。これにより、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せていく。また、社会保障・税一体改革により、社会保障分野における潜在需要を顕在化し、安心できる社会保障制度を確立することが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する。

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

社会保障改革の推進について

〔平成 22 年 12 月 14 日〕
閣 議 決 定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、2 3 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年 1 月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

別紙2

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども・子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の实情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) ・ 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 ・ 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護の充実 <p>⇒ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ <p>〔質を確保するための基準と併せて質の改善を図る〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 ・ 国及び地方における実施体制の一元化(「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	子ども子育て計	<p>充実計 (2015年) 0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年) -</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

		A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
II 医療・介護等	①	○ 地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化 ～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～ ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携(急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等) ・ 在宅医療の充実等(診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等) (8,700億円程度) → 高度急性期の職員等：2025年に現行ベースより2倍増 一般急性期の職員等：2025年に現行ベースより6割程度増 在宅医療等：2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日	・ 平均在院日数の減少等 (▲4,300億円程度) → ○平均在院日数：2011年 19～20日程度 → 2025年 高度急性期：15～16日程度 一般急性期：9日程度 ○病床数：概ね現状水準 ○精神医療：2025年に在院日数1割程度減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し ・ 基盤整備のための一括的な法整備：2012年目途に法案提出 ・ 2025年頃までに医療・介護サービスのあるべき姿を実現 	0.4兆円程度	1.3兆円程度
		・ 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実等 ・ 施設のユニット化 (2,500億円程度) → GH、小規模多機能：2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日 居住系・在宅介護：2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日	・ 外来受診の適正化等(生活習慣病予防、医療連携、ICT、番号、保険者機能の強化等) (▲1,200億円程度) ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減 → 外来患者数：2025年に現行ベースより5%程度減少		△0.1兆円程度	△0.6兆円程度
		・ 上記の重点化に伴うマンパワー増強 ☆ (2,400億円程度) → 医療介護従事者：2011年 462万人 → 2025年 704～739万人 (1.6倍程度)	・ 介護予防・重度化予防 ・ 介護施設の重点化(在宅への移行) (▲1,800億円程度) → 要介護認定者数：2025年に現行ベースより3%程度減少		0.1兆円程度	1.2兆円程度
					0.2兆円程度	0.4兆円程度
医療・介護①小計		充実計 (2015年) ～1.4兆円程度	重点化・効率化計 (2015年) ～0.7兆円程度		(上記の機能分化等が全て実現する場合の試算) ～0.6兆円程度	～2.3兆円程度

		A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年					
II 医療・介護等	○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策										
	a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化	<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 (=完全実施の場合▲1,600億円) 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度)) ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動	<ul style="list-style-type: none"> 介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,600億円) 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化 ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動	税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出  順次実施	～0.3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討	-					
	b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化	<ul style="list-style-type: none"> 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円) ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動	<ul style="list-style-type: none"> 介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,600億円) 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化 ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動				～0.1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討	-			
	c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化	<ul style="list-style-type: none"> 長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度) ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動	<ul style="list-style-type: none"> 受診時定額負担等(高額療養費の見直しによる負担軽減の規模に応じて実施(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。例えば、初診・再診時100円の場合、▲1,300億円)ただし、低所得者に配慮。 ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動						総合合算制度： 2015年の番号制度以降導入	総合合算制度 ～0.4兆円程度	-
d その他	<ul style="list-style-type: none"> 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提) 低所得者対策・逆進性対策等の検討 ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動	<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し(医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す) 国保組合の国庫補助の見直し 高齢者医療制度の見直し(高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど) ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動	総合合算制度： 2015年の番号制度以降導入								
医療・介護②小計	充実計 (2015年) 1兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年) ～0.5兆円程度 (改革の内容により変動)			～1兆円弱程度	-					
医療・介護計	充実計 (2015年) ～2.4兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年) ～1.2兆円程度 (改革の内容により変動)			～1.6兆円弱程度	～2.3兆円程度					

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金	<p>【新しい年金制度の創設】 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <p>○ 所得比例年金(社会保険方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種を問わず全ての人と同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 <p>○ 最低保障年金(税財源)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保障年金の満額は7万円(現在価額) ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする 				
	<p>【現行制度の改善】</p> <p>○ 最低保障機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 <p>〔0.6兆円程度〕</p> <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>	<p>○ 高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討 なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>↓</p> <p>順次実施</p>	<p>~0.6兆円程度</p>

		A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
Ⅲ 年金 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大 → 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 ● 第3号被保険者制度の見直し ・新しい年金制度の方向性(二分二乗)を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 ● 在職高齢年金の見直し ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 ● 産休期間中の保険料負担免除 ● 被用者年金の一元化 <p>(●は公費への影響なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マクロ経済スライド ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすれば、毎年0.1兆円程度の公費縮小 ※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み ○ 支給開始年齢引上げ ・先進諸国(欧米)の平均寿命・受給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 ● 標準報酬上限の引上げ ・健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p>↓ 順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>			
	【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善					
年金計	充実計 (2015年)	0.6兆円程度 (改革の内容により変動)	重点化・効率化計 (2015年)	影響額は改革の内容により変動	~0.6兆円程度	~0.7兆円程度

2015年度の上記の所要額(公費)合計 = 約2.7兆円程度
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化~▲1.2兆円程度を一つの目途)

充実、重点化・効率化

工程

IV 就 労 促 進	<p>○全員参加型社会の実現 ☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保 ・女性の就業率のM字カーブの解消 ・超高齢社会に適合した雇用法制の検討など年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり ・福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進 ・地域の実情に応じた関係機関の連携と就労促進施策の総合的実施 	<p>○就労促進策の継続的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業率 2009年 75% → 2020年 80% (若者: 74% → 77%) (女性(25~44歳): 66% → 73%) (高齢者: 57% → 63%) ・ジョブ・カード取得者 300万人(2020年) ・障害者の実雇用率 1.8%(2020年)
	<p>○ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの策定 ・有期契約労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けた法制度の整備の検討 ・長時間労働抑制やメンタルヘルス対策による労働者の健康・安全の確保 <p>○雇用保険・求職者支援制度の財源の検討</p>	<p>○総合的ビジョン: 2011年に策定</p> <p>○法制度整備: 2011年度 労働政策審議会で結論、所要の見直し措置</p> <p>○労働安全衛生法改正法案について、早期国会提出に向け検討</p> <p>○雇用保険法、求職者支援法の規定(注3)を踏まえ検討</p>
I S IV 以 外 の 充 実 、 重 点 化 ・ 効 率 化 項 目	<p>○サービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あるべき医療・介護サービス提供体制の実現、こども園・保育サービス・放課後児童クラブ等のサービス目標達成に必要な基盤整備 <p>○医療イノベーションの推進 ☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際水準の臨床研究中核病院等の創設 ・日本発のシーズを実用化につなげるための実務的な相談支援 ・独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の体制強化 ・保険償還価格の設定における医療経済的な観点から踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討 	<p>○計画的・集中的基盤整備</p> <p>○臨床研究中核病院等: 2011年度から3年間で15か所程度創設</p> <p>○臨床研究中核病院等に対し、継続的に研究費を重点配分</p> <p>○PMDAの審査体制等の強化: 2013年度末までに常勤数を751名に増員(2011年4月1日現在648名)。引き続き、合理化・効率化を図りつつ、さらなる強化策を検討</p> <p>○先進医療制度の申請・審査手続きの効率化: 2011年度からの実施に向け検討</p>
	<p>○第2のセーフティネットの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者支援制度の創設 ・求職者支援制度をはじめとした第2のセーフティネット施策の切れ目ない連携 ・生活保護受給者等に対する就労支援 → プログラム参加者数及び就労・増収者の増加 ・複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進) ・住宅支援の仕組みの検討 	<p>○求職者支援制度: 2011年度創設</p> <p>○引き続き総合的に推進</p> <p>○事業の継続実施</p> <p>○ワンストップ・伴走型の市町村主導の専任機関の設置(順次設置)</p>
	<p>○生活保護の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 ・客観的データに基づく生活保護基準の検討 	<p>○関連制度の改革と併せ検討</p> <p>○生活保護基準: 基準部会(2011年4月開始)において、2012年末までに検証を実施</p> <p>○生保基準以外: 国と地方の協議の開催(2011年5月開始) → 必要に応じて法案提出</p>
	<p>○障害者施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者制度改革推進本部において、制度の谷間のない支援の提供、障害者の地域移行や地域生活の支援について検討 	<p>○障がい者制度改革推進本部の検討を踏まえ、障害者総合福祉法(仮称)の2012年法案提出</p>
	<p>○難病対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期高額医療の高額療養費の見直し(再掲)など難病医療費の支援のあり方の検討 	<p>○引き続き制度横断的に検討</p>
	<p>○震災復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな安心地域モデルの提示 <p>○次世代を担う子ども・若者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備 ・教育の質と機会均等の確保(特に生計困難でありながら好成绩を修めた学生等への支援の強化) 	<p>○震災復興の検討の中で対応</p> <p>○引き続き総合的に検討</p>

(注1)費用試算は、厚生労働省の「社会保障制度改革の方向性と具体策」(平成23年5月12日)及びその関連の医療・介護に係る推計等の他、社会保障改革に関する集中検討会議での提案も盛り込んで機械的に試算したものの。
 (注2)基礎年金国庫負担2分の1財源については、税制抜本改革により措置する。税制抜本改革実施までの各年度分の繰入れも適切に行われるよう、必要な措置を講じる。
 (注3)雇用保険法: 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で、国庫負担に関する暫定措置を廃止する。
 求職者支援法: 法施行後3年を目途とした特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に関する費用負担の在り方について速やかに検討する。

A 充実
(金額は公費(2015年))

1. 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
2. 社会保険の適用拡大
 - a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
 - b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 (完全実施の場合△1,600億円)
3. 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
(低所得者保険料軽減の拡充等 (～2,200億円程度))
 - ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動
 - b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化 (～1,300億円)
 - ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動
 - c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化
 - ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減 (～1,300億円程度)
 - ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動
 - d 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
 - e 年金制度の最低保障機能の強化

<ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 	} (0.6兆円程度)
---	-------------

 - ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動
 - ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提
4. 第2のセーフティネットの構築
 - a 求職者支援制度の創設(費用負担の在り方の検討を含む)
 - b 複合的困難を抱える者への伴走型支援
 - c 生活保護受給者等に対する就労支援
 - d 住宅支援の仕組みの検討
5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し(充実、重点化・効率化)
 - ・ 稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
 - ・ 子どもの貧困連鎖の防止
 - ・ 医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底
 - ・ 客観的データに基づく生活保護基準の検討

D 所要額(公費)
2015年

～0.3兆円程度
…被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討

～0.1兆円程度
…受診時定額負担等と併せて検討

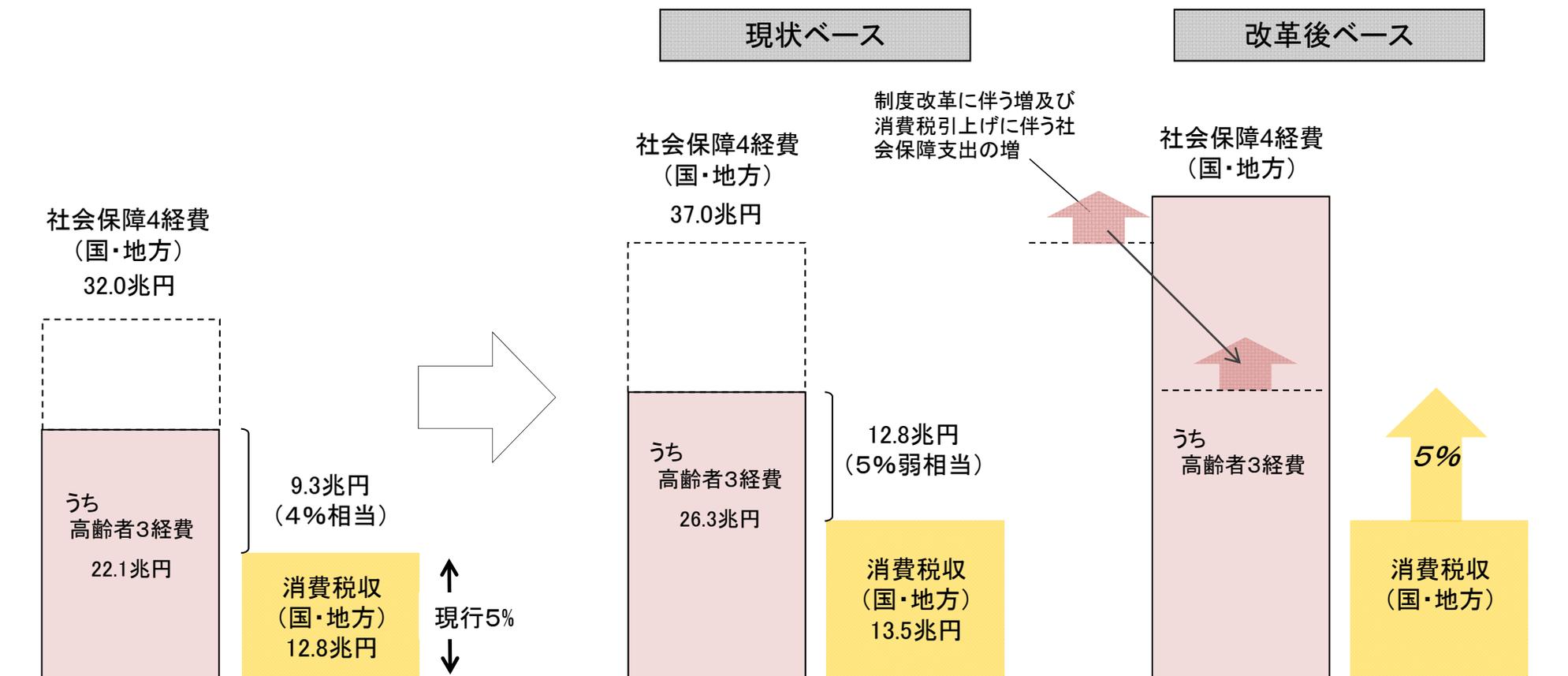
〔 総合合算制度 〕
～0.4兆円程度

～0.6兆円程度
…高所得者の年金給付の見直しと併せて検討

～1.4兆円程度

(2011年度)

(2015年度) (※)



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

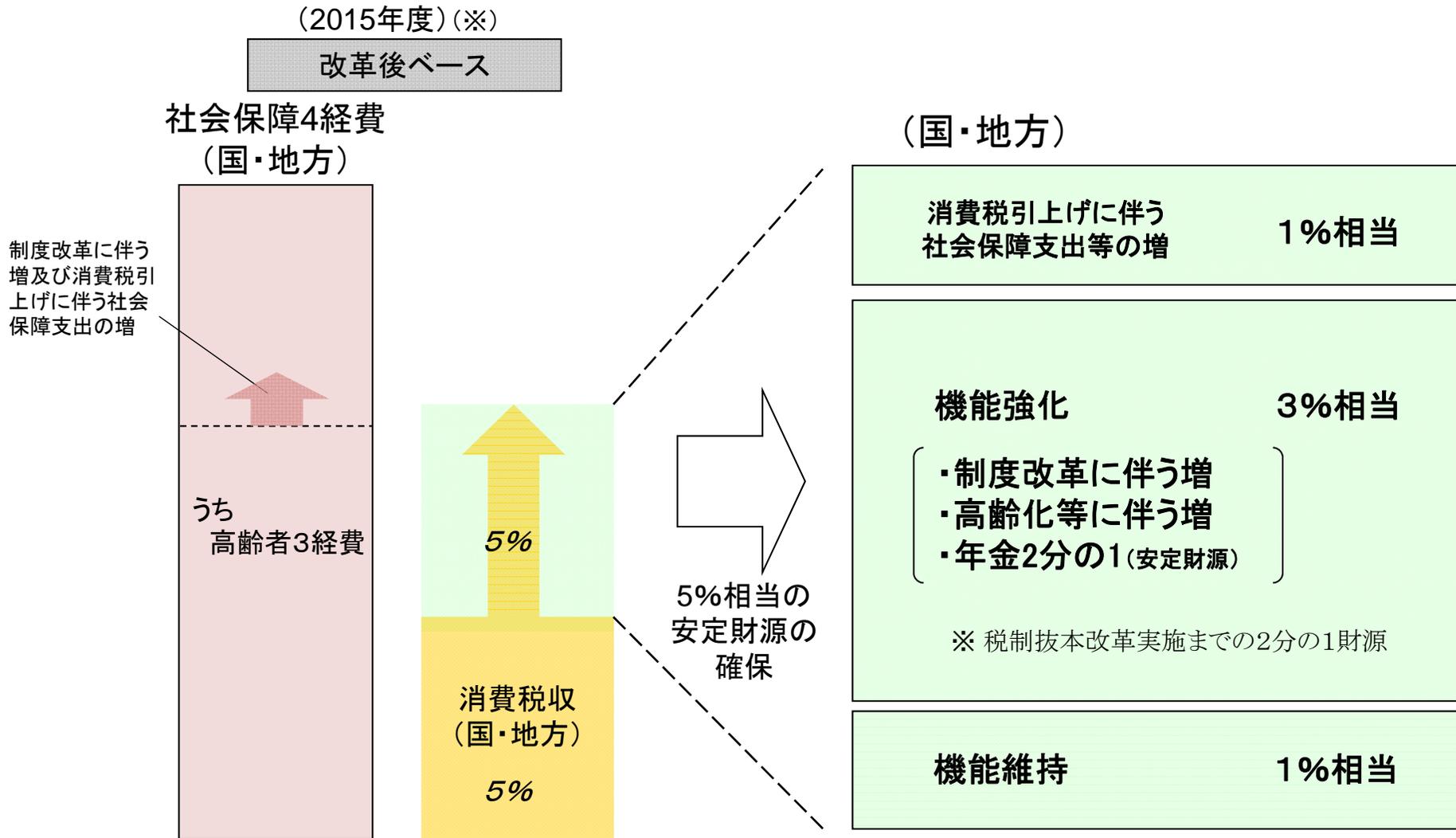
(注1) 消費税込収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

(注2) 消費税込収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税込収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

社会保障改革の安定財源の確保



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

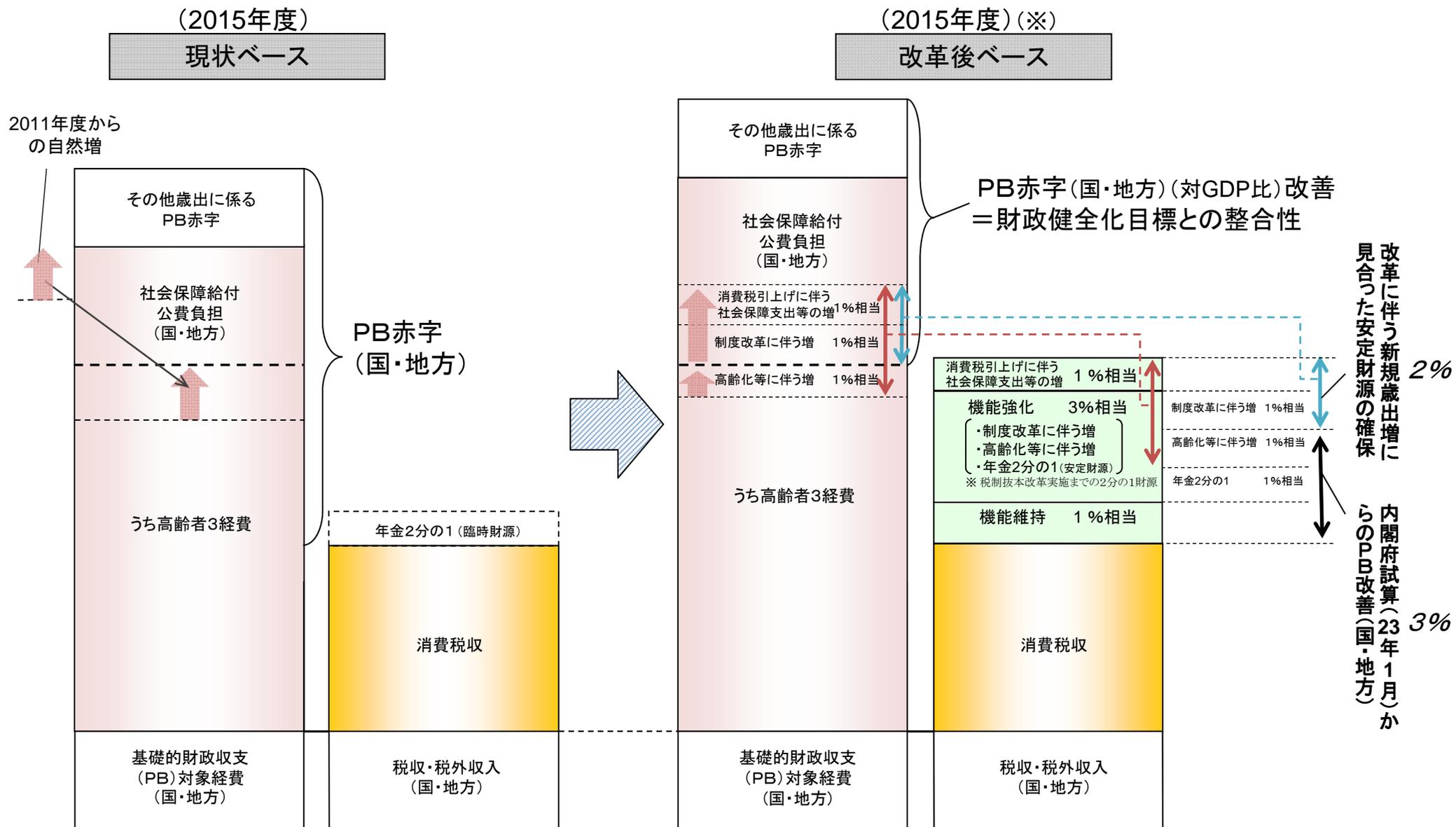
(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙2のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障・税一体改革素案について

〔平成 24 年 1 月 6 日〕
閣 議 報 告

社会保障・税一体改革素案（平成 24 年 1 月 6 日政府・与党社会保障改革本部決定）を別紙のとおり報告する。

社会保障・税一体改革素案

〔平成 24 年 1 月 6 日〕
政府・与党社会保障改革本部決定

はじめに

～ 安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して ～

（国民の共有財産である日本の社会保障制度）

日本の社会保障制度は、戦後の経済成長にも支えられて急速に整備が進み、1960年代には、国民皆保険・皆年金といった現行の社会保障制度の基本的枠組みが整い、先進諸国に比べ遜色のない制度となっている。医療分野では、患者が保険証1枚で自由に医療機関を受診できるフリーアクセスを実現し、公的年金は老後生活の柱として定着し、平均寿命が世界最長を実現するなど、我が国の社会保障制度は、世界に誇りうる国民の共有財産として、「支え合う社会」の基盤となっている。

（社会保障改革の必要性）

しかしながら、国民皆保険・皆年金が達成されて以降半世紀が経過し、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢には大きな変化が生じ、セーフティネットに生じたほころびや貧困・格差の拡大など、新たな課題への対応が求められている。

今後さらに、高齢者数は2040年頃まで増加し続け、一人暮らし高齢者も増加していく。2020年には高齢化率が30%近くに達すると見込まれるなど、我が国の高齢化の水準は世界でも群を抜いたものとなる。半世紀前には65歳以上のお年寄り1人をおよそ9人の現役世代で支える「胴上げ」型の社会だった日本は、近年3人で1人の「騎馬戦」型の社会になり、このままでは、2050年には、国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える「肩車」型の社会が到来することが見込まれている。

社会保障制度は、現在でも全体として給付に見合う負担を確保できておらず、その機能を維持し制度の持続可能性を確保するための改革が求められている。今後、人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していく

ことが必要である。

今後は、給付面で、子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていくとともに、負担面で、年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化していくことが必要である。こうした取組を通じて、世代間・世代内での公平を実現し、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代や、今後生まれてくる将来世代のために、国民の共有財産である社会保障制度をしっかりと維持し、引き継いでいかなければならない。

今回の改革は、これらの状況変化を踏まえ、国民の自立を支え安心して生活ができる社会基盤を整備する、という社会保障の原点に立ち返り、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものである。

また、社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

併せて、社会保障給付や負担の公正性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号制度の早期導入を図っていかなければならない。

(社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成)

一方、社会保障を支える財政に目を転ずれば、我が国財政は、税収が歳出の半分すら賅えず、国及び地方の長期債務残高は平成 24 年度末には対 GDP 比 195%に達すると見込まれる極めて厳しい状況にある。こうした状況を放置すれば、国債市場における我が国の信認が失われ、その結果、金利が大きく上昇し、財政危機に陥る事態にもなりかねない。

現に、こうした財政危機が生じた欧州諸国においては、国内外に保有される国債が信用を失った結果、政府が借入れを継続できなくなり、年金・医療など社会保障分野の給付削減措置が講じられる事態にもなっている。欧州政府債務問題を契機に、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっており、財政健全化は、現在の社会保障の機能を維持していくためにも、直ちに取り組んでいかなければならない課題となっている。

また、我が国においては、今や国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超えており、税収が歳出の半分すら賅っていない現状に照らせば、社会保障関係費の相当部分を将来世代の負担につけ回していることになる。これに加え、毎年1兆円規模の社会保障の自然増が不可避となっており、今を生き

る世代が享受する社会保障給付について、給付に見合った負担を確保しないままその負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。

国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆で分かち合わなければならない。世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げるとともに、世代内でも、より負担能力に応じて社会保障の負担を分かち合う仕組みとしていくことにより、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、社会保障の給付水準に見合った負担を国民全体で担っていかなければならない。

同時に、今回の改革で盛り込まれている社会保障の充実策は、年金国庫負担2分の1の恒久化を含め、消費税率の引上げによる安定財源の確保が前提であり、社会保障の機能強化や安定化を図るためにも、それに見合う安定財源を着実に確保していく必要がある。

今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。その中で社会保障の安定財源確保を図っていくことなどにより、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に定められている2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩が踏み出されることとなる。

財政健全化への取組の道のりは長い。今後一層の少子高齢化が進展し、社会保障費が増大していく中で、社会保障制度の持続可能性を確保し、同時に2020年度までに基礎的財政収支を黒字化する等の財政健全化目標を達成するため、更なる取組を行っていくことが必要である。

（経済成長との好循環）

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有している。一体改革により社会保障の安定財源を確保し、安心できる社会保障制度を確立していくことは、人々の将来への不安を減らし、消費や経済活動を拡大させることを可能とすることを通じて、新たな成長の基盤となる。また、現在でも、医療・福祉産業で約700万人もの雇用を生み出しており、今後、高齢化の進展の中にあっても、社会保障分野の安定した財源の確保により、若い世代も含めた雇用がより拡大することが見込まれる。さらに、社会保障分野における潜在需要を顕在化させることにより、新たな雇用が生まれる。医療・介護・子育て分野での雇用創出、ライフイノベーションの推進、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進などにより、経済成長との好循環を実現する。

(素案に基づく改革への取組)

この社会保障・税一体改革素案は、「社会保障・税一体改革成案」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って、さらに政府・与党において精力的議論を進めてその内容を具体化したものである。

今後、社会保障の充実・安定化の財源を確保するため、今年度中に税制改正法案を国会に提出することをはじめ、改革に取り組んでいくこととする。

本素案をもって野党各党に社会保障・税一体改革のための協議を提案し、与野党協議を踏まえ、法案化を行う。

第1部 社会保障改革

第1章 社会保障改革の基本的考え方

（社会保障の課題）

今日の日本の社会及び社会保障制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、これらの問題に対応するため、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

さらに、次代の日本を担うべき若年層の雇用環境は極めて厳しい現状である。若い世代がいかにか夢をもって生きていけるかは、日本の社会の将来の明るさを写す鏡であり、早急な就労支援策、非正規雇用対策が必要である。

資源なき国家日本における最大の資源は「人材」であり、社会保障などの政策対応を通じて、国民一人ひとりの個性と能力が最大限に発揮できるような社会を造り上げていかなければならない。

（目指すべき社会・社会保障制度）

社会保障改革で目指すべき社会は、制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障され、誰もが居場所のある共生の社会、「分厚い中間層」が支える大きな格差のない社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、支援を必要とする人の立場に立った包括的な支援体制の構築により、地域で尊厳を持って生きられるような医療・介護の体制が実現した社会である。

今回の社会保障改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、我が国が世界に誇る国民皆保険・皆年金を堅持した上で、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障を実現するとともに、世代間の公平の見地から、社会保障制度を「全世代対応型」へと転換することにより、就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援の実現を目指す。これらにより、世代を問わず一人ひとりが能力を発揮して積極的に社会及び社会保障の支え合いの仕組みに参画でき、必要な人に必要なサービス・給付が適切に行われる社会保障制度を構築し、現役世代、将来世代に持続可能な社会保障制度を引き継ぐ。

（社会保障の機能強化への取組）

以上のような基本認識の下に、安心して希望と誇りが持てる社会の実現を目指し、地域住民に直接接する地方自治体との役割分担・連携を図りつつ、以下の社会保障制度改革の推進に全力で取り組み、社会保障の機能強化を図る。

第2章 社会保障改革の方向性

第1章の基本的考え方に基づき、以下に示す方向性に沿って各分野の改革を進める。

I 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化

子ども・子育て新システムを創設し、子どもを産み、育てやすい社会を目指す。

II 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化

高度急性期への医療資源集中投入など入院医療強化、地域包括ケアシステムの構築等を図る。

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す。

III 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得の年金受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮を行い、すべての国民が参加できる社会を目指す。

IV 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ

短時間労働者への社会保険適用拡大や、被用者年金の一元化などにより、出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を構築する。

V 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現

若者をはじめとした雇用対策の強化や、非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善などを図る。

誰もが働き、安定した生活を営むことができる環境を整備する。

VI 社会保障制度の安定財源確保

消費税の使い道を、現役世代の医療や子育てにも拡大するとともに、基礎年金国庫負担2分の1の安定財源を確保し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合う。

第3章 具体的改革内容（改革項目と工程）

1. 子ども・子育て新システム

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設する。
- ☆ 恒久財源を得て、早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）設置や国の基本指針策定など可能なものから段階的に実施）を図る。
- ☆ 実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会に法案を提出する。

I 給付設計

（1）幼保一体化

i 給付システムの一体化

- ・ こども園給付（仮称）を創設する（給付の一体化・強化）。
- ・ 多様な保育事業の量的拡大を図る（指定制度の導入）。
- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備を図る（市町村新システム事業計画（仮称）の策定等）。

ii 施設の一体化

- ・ 「総合施設（仮称）」を創設する（学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供）。

（2）地域型保育給付（新設）

- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に対する給付を新設する。

（3）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（4）放課後児童クラブ

（5）すべての子ども・子育て家庭への支援

i 子どものための現金給付

- ii 地域子育て支援事業（仮称）→ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等

iii 妊婦健診

II 新たな一元的システムの構築

- (1) 実施主体は基礎自治体（市町村）
- (2) 社会全体による費用負担
- (3) 政府の推進体制・財源を一元化
- (4) 子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充を図る。
 - 職員配置の充実等の質の改善を図る。
- 新システム実施までの間も、子ども・子育てビジョンに基づき保育等の計画的基盤整備に取り組むとともに、新システム移行に向けた多様な保育の推進を図る。

<平成 24 年度の主な関連施策等>

- 待機児童解消のため、保育所等の受け入れ児童数を拡大する（運営費の確保）。
- 安心こども基金の延長等を行う。
- 待機児童解消「先取り」プロジェクトにより新システムを見据えた対策に取り組む（グループ型小規模保育事業、地方版子ども・子育て会議のモデル事業等）。
- 放課後児童対策の充実を図る。

2. 医療・介護等①

（地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化）

- 高齢化が一段と進む 2025 年に、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する。
- 予防接種・検診等の疾病予防や介護予防を進め、また、病気になった場合にしっかり「治す医療」と、その人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療・介護」の双方を実現する。

(1) 医療サービス提供体制の制度改革

- 急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組む。

<今後の見直しの方向性>

i 病院・病床機能の分化・強化

- ・ 急性期病床の位置付けを明確化し、医療資源の集中投入による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進する。
- ・ 病診連携、医療・介護連携等により必要なサービスを確保しつつ、一般病棟における長期入院の適正化を推進する。

ii 在宅医療の推進

- ・ 在宅医療の拠点となる医療機関の趣旨及び役割を明確化するとともに、在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を医療計画に記載すべきことを明確化するなどにより、在宅医療を充実させる。

iii 医師確保対策

- ・ 医師の地域間、診療科間の偏在の是正に向け、都道府県が担う役割を強化し、医師のキャリア形成支援を通じた医師確保の取組を推進する。

iv チーム医療の推進

- ・ 多職種協働による質の高い医療を提供するため、高度な知識・判断が必要な一定の行為を行う看護師の能力を認証する仕組みの導入などをはじめとして、チーム医療を推進する。

- ☆ あるべき医療提供体制の実現に向けて、診療報酬及び介護報酬改定、都道府県が策定する新たな医療計画に基づく地域の医療提供体制の確保、補助金等の予算措置等を行うとともに、医療法等関連法を順次改正する。そのため、平成 24 年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に取り組む。

<今後のサービス提供の方向性>

i 在宅サービス・居住系サービスの強化

- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための

24 時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。

- ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。

ii 介護予防・重度化予防

- ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進する。
- ・ 生活期のリハビリテーションの充実を図る。
- ・ ケアマネジメントの機能強化を図る。

iii 医療と介護の連携の強化

- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種チームケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

iv 認知症対応の推進

- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
- ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。

☆ 改正介護保険法の施行、介護報酬及び診療報酬改定、補助金等の予算措置等により、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(3) その他

○ 診療報酬・介護報酬改定、補助金等予算措置等により、以下についても、取組を推進する。

- ・ 外来受診の適正化等（生活習慣病予防等）
- ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減
- ・ 介護予防・重度化予防
- ・ 介護施設の重点化（在宅への移行）
- ・ 施設のユニット化
- ・ マンパワー増強

＜平成 24 年度の主な関連施策等＞

- 上記（１）～（３）を実現するため、平成 24 年度では主に以下の関連施策等を実施する。

（１）診療報酬・介護報酬改定

- 診療報酬及び介護報酬改定において、以下に取り組む。

i 平成 24 年診療報酬改定の基本方針 ～ 2 つの重点課題と 4 つの視点～

a. 2 つの重点課題

- 病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
- 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実

b. 4 つの視点

- 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
 - ・ がん医療の充実、認知症対策の促進 等
- 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を実現する視点
 - ・ 退院支援の充実等の患者に対する相談支援体制の充実 等
- 医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点
 - ・ 急性期、亜急性期等の病院機能に合わせた効率的な入院医療の評価、慢性期入院医療の適正な評価 等
- 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点
 - ・ 後発医薬品の使用促進 等

ii 平成 24 年介護報酬改定の基本的考え方

a. 地域包括ケアシステムの基盤強化

- 高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
- 要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者に対応した在宅・居住系サービス

b. 医療と介護の役割分担・連携強化

- 在宅生活時の医療機能の強化に向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリテーションの充実並びに看取りへの対応強化
- 介護施設における医療ニーズへの対応
- 入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進

c. 認知症にふさわしいサービスの提供

- 認知症早期診断・対応体制の確立と認知機能の低下予防
- 認知症にふさわしい介護サービス事業の普及 等

d. 質の高い介護サービスの確保

e. 処遇改善等を通じた介護人材の確保

f. その他

- ケアラー（家族介護者）にも配慮したケアマネジメントの機能強化、看取りや認知症への対応などの課題への的確な対応等

（２）医療計画作成指針の改定等

- 平成 24 年度における都道府県による新たな医療計画（平成 25 年度より実施）の策定に向け、医療計画作成指針の改定等を年度内に実施する。
 - ・ 医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとの P D C A サイクルを効果的に機能させるよう見直す。
 - ・ 在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載する。
 - ・ 精神疾患を既存の 4 疾病に追加し、医療連携体制を構築する。

（３）補助金等予算措置による取組の推進

- 医療サービス提供体制の強化や地域包括ケアシステムの構築に向け、補助金等必要な予算措置を行う。

（４）改正介護保険法の施行

- 地域包括ケアシステムの構築など、「社会保障・税一体改革成案」で掲げられた介護のサービス提供体制の機能強化を推進する観点から、平成 23 年通常国会で成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等一部改正法を円滑に実施する（24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービス等）。

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

- 働き方にかかわらない保障の提供、長期高額医療を受ける患者の負担軽減、所得格差を踏まえた財政基盤の強化・保険者機能の強化、世代間・世代内の負担の公平化、といった観点から、医療保険・介護保険制度のセーフティネット機能を強化する。

(1) 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化

- 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援分の拡充等により、財政基盤を強化する。併せて、都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する。
- ☆ 財政基盤の強化については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、具体的内容について検討し、税制抜本改革とともに実施する。
- ☆ 「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 20 日付け 4 大臣合意）の事項については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において協議した上で、必要な法案を平成 24 年通常国会に提出する。

(2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 4. II (6) の短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に併せ、被用者保険の適用拡大を実施する。
- ☆ 被用者保険の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える影響や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(3) 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討

- 高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。
- 他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成 24 年 4 月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収 300 万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。

(4) 高齢者医療制度の見直し

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。

(注) 現在は、平成 24 年度までの特例として、支援金の 3 分の 1 を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を 13% から 16.4% とする措置が講じられている。

☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

- 70 歳以上 75 歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。

(注) 患者負担は、69 歳までは 3 割、70 歳以上 75 歳未満は 2 割、75 歳以上は 1 割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70 歳以上 75 歳未満については、毎年度、約 2 千億円の予算措置により 1 割負担に凍結されている。

☆ 平成 24 年度は予算措置を継続するが、平成 25 年度以降の取扱いは平成 25 年度の予算編成過程で検討する。

(5) 国保組合の国庫補助の見直し

- 保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助を見直す。

☆ 医療保険制度改革の一環として、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(6) 介護 1 号保険料の低所得者保険料軽減強化

- 今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や消費税引上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、公費を投入することにより、65 歳以上の加入者の保険料（1 号保険料）の低所得者軽減を強化する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(7) 介護納付金の総報酬割導入等

- 今後の急速な高齢化の進行に伴って増加する介護費用を公平に負担する観点から、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法と

すること（総報酬割の導入）を検討する。

また、現役世代に負担を求める場合には、負担の公平性などの観点に立ち、一定以上の所得者の利用者負担の在り方など給付の重点化についても検討する。

（注）現行は、介護納付金は各医療保険の40～64歳の加入者数に応じて按分されている。

☆ 平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

（8）その他介護保険の対応

- 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化の観点から、平成24年度介護報酬改定において対応する。
- 第6期の介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の施行も念頭に、介護保険制度の給付の重点化・効率化とともに、予防給付の内容・方法の見直し、自立支援型のケアマネジメントの実現に向けた制度的対応を検討する。

（9）後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等

- 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る。また、イノベーションの観点にも配慮しつつ、後発医薬品のある先発医薬品の薬価を引き下げる。
- 医薬品の患者負担の見直しについては、「社会保障・税一体改革成案」に「医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す」とあることを踏まえ、検討する。

（10）その他効率的で高機能な医療提供の推進

- 少子高齢化の進行、経済状況の変化、厳しい保険財政・国家財政という状況の下で、サービス・給付の充実のみならず、効率化できるものは効率化し、負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
 - ・ 予防医療、チーム医療、本人・家族の意思を尊重した適切な医療の提供を推進する。

（11）総合合算制度

- 税・社会保障の負担が増加する中で、低所得者の負担軽減により所得再分配機能を強化する。そのため、制度単位ではなく家計全体をトータル

に捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を創設する。

☆ 制度実現には、番号制度等の情報連携基盤の導入が前提であるため、平成 27 年度以降の導入に向け、引き続き検討する。

(12) 難病対策

○ (3) の長期高額医療の高額療養費の見直しのほか、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について、法制化も視野に入れ、助成対象の希少・難治性疾患の範囲の拡大を含め、より公平・安定的な支援の仕組みの構築を目指す。

また、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築を目指す。

☆ 引き続き検討する。

4. 年金

I 新しい年金制度の創設

○ 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

<所得比例年金（社会保険方式）>

○ 職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付。

○ 保険料は 15%程度（老齢年金に係る部分）。

○ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

<最低保障年金（税財源）>

○ 最低保障年金の満額は 7 万円（現在価額）。

○ 生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。

○ すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね 7 万円以上の年金を受給できる制度。

☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成 25 年の国会に法案を提出する。

II 現行制度の改善

○ 新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。

(1) 基礎年金国庫負担 2 分の 1 の恒久化

○ 年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

☆ 消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

☆ 平成 24 年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算 (36.5%分) と「年金交付国債」(仮称) により 2 分の 1 を確保することとし、必要な法案を平成 24 年通常国会に提出する。

(注) 「年金交付国債」(仮称) の償還は、消費税引上げ後に消費税収により行う。

☆ 平成 25 年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。

(2) 最低保障機能の強化

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

i 低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。

その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

ii 障害基礎年金等への加算

老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。

iii 受給資格期間の短縮

無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の 25 年から 10 年に短縮する。

☆ 消費税引上げ年度から実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○ (2) の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。

☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(4) 物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げること、年金財政の負担を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間で解消し、平成 24 年度は 10 月から実施する。

☆ 平成 24 年通常国会に法案を提出する。

(5) 産休期間中の保険料負担免除

○ 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う。

☆ 子ども・子育て支援施策という位置付けで、早期に実施する。

☆ 平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(6) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

○ 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

3. (2) の被用者保険への適用拡大と併せて実施する。

☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が

労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

☆ 第 3 号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(7) 被用者年金一元化

- 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注) 企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成 20 年就労条件総合調査」から推計すると 37.5%となり(厚生労働省年金局資料による)、すべての企業に企業年金があるわけではない。

☆ 平成 19 年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(8) 第 3 号被保険者制度の見直し

- 第 3 号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。
- ☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

(10) 在職老齢年金の見直し

○ 就労意欲を抑制しているのではないかと指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

☆ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

(11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

(12) 支給開始年齢引き上げの検討

○ 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引き上げ(注)との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

(注) 現行の引き上げスケジュールは、男性2025年まで、女性2030年まで。

☆ 将来的な課題として、中長期的に検討する(平成24年通常国会への法案提出は行わない)。

(13) 業務運営の効率化

○ 現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムを改善する。

○ また、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、未納者の属性に応じ、保険料免除の勧奨や強制徴収の強化など、収納対策を一層徹底する。

(14) その他

- 遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。
- 上記の一体改革による取組を推進しつつ、保険料の事務費への充当の解消を実現するための財源の確保策や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討する。

(注) 年金保険料の事務費への充当は、平成 23 年度予算では 1,945 億円。

- 歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。

5. 就労促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現

(1) 高年齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度

- 「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化し、「分厚い中間層」を復活させるため、喫緊の課題である高年齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度について、見直しを行う。

☆ 労働政策審議会の議論を踏まえ、必要な法案を平成 24 年通常国会へ提出する。

<具体的施策>

- 高齢者雇用対策について、雇用と年金を確実に接続させ、無収入の高齢者世帯が発生しないよう継続雇用制度に係る基準に関する法制度を整備する（平成 25 年度の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げまでに実施することが必要）。
- 有期労働契約について、有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するための法制度を整備する。
- パートタイム労働対策について、パートタイム労働者の公正な待遇をより一層確保するため、均等・均衡待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進等に関する法制度を整備する。

- 雇用保険制度について、現下の厳しい雇用失業情勢や景気の下振れリスクに対応するため、平成 23 年度末までの暫定措置の延長等に関する法制度を整備する。

(2) 総合的ビジョン・若年者雇用対策

- 上記の有期労働契約やパートタイム労働対策についての議論の成果を踏まえつつ、非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの年度内の策定に向けて検討する。
- 若年者雇用対策については、大学生等の厳しい就職環境を踏まえ、ジョブサポーターによる大学への出張相談の常時実施や年度末時点の未内定者の新卒応援ハローワークへの全員登録・集中支援などマンツーマン支援を徹底するとともに、学生の視野の拡大等による中小企業とのミスマッチを解消する。
加えて、就職氷河期世代も含め、フリーターへの正規雇用化支援を一層強化する。

6. 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）（一部再掲）

- すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、消費税引上げによる低所得者への負担に配慮し、低所得者へきめ細やかに配慮する。

(1) 社会保障制度における低所得者対策の強化（一部再掲）

- 消費税収は全て国民に還元するという観点に立ち、消費税引上げに伴う低所得者への影響に対する措置として、以下の措置を（2）、（3）の措置と併せて講じ、社会保障における給付等を通じたきめ細やかな対策を実施する。
 - i 生活保護基準、各種福祉手当については、物価スライド等の措置により、消費税引上げによる影響分を手当額に反映させる。
 - ii 低所得の年金受給者に対しては、最低保障機能の強化として加算措置を行う。（4. II（2））
 - iii 医療・介護分野においても、市町村国保の保険料、介護 1 号保険料における低所得者保険料軽減の拡充等により、負担軽減措置を行う。（3.（1）、（6））
 - iv 長期高額医療の高額療養費の見直しについて検討する。（3.（3））

- v 社会保障の制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合合算制度創設を検討する。(3.(11))

(2) 社会保険の適用拡大(再掲)

- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(3.(2))
- 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大(4.Ⅱ(6))

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

- 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)
 - i 生活困窮者対策の推進
 - 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。
 - a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。
 - b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。
 - ii 生活保護制度の見直し
 - 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

<平成24年度における主な関連施策>

- 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。
 - i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実
 - ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。
 - ii 生活保護の適正化の徹底
 - 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

7. 医療イノベーション

- 医療・介護分野は、大きな潜在需要に应运えていくことで雇用を生み、また、ライフイノベーションを通じて健康分野を成長産業として位置付けることで、デフレを脱却し、経済成長に結びつけることができるものである。
- 日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出により、健康長寿社会を実現するとともに、国際競争力強化による経済成長に貢献することを目指す「医療イノベーション」を推進し、以下の取組を推進する。
 - i 国際水準の臨床研究実施により、日本発の革新的な医薬品・医療機器の創出等の拠点となる、臨床研究中核病院（仮称）等を創設する。
 - ii 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の体制強化や、審査等の迅速化・高度化等を促進する。
 - iii 保険償還価格の設定における医療経済的な観点を踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討を行う。
- ☆ 予算、診療報酬改定等により推進するとともに、医療法、薬事法等の改正についても検討する。

8. 障害者施策

- 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について検討し、平成24年通常国会に法案を提出する。

また、障害基礎年金への加算（再掲）に加え、障害者の就労を支援し、障害者の所得保障や社会参加の充実を図る。

9. 次世代を担う子ども・若者の育成

- 手に職をつけ就業につなげるための教育・訓練環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援を強化する。

10. 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理

○ 地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像を整理する。

- ・ 「社会保障給付費」としては、今後、ILO基準に則り、「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を対象とし、その際には財源構成に関わりなく把握をする。
- ・ 「社会保障給付費」の範囲に入らない①事業の実施が義務づけられていない事業、②個人に帰属する給付以外の給付に類似する事業、③施設整備費等を含め、社会保障に要する費用全体について把握をする。

第2部 税制抜本改革

第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

1. 税制抜本改革の必要性

(1) 「支え合う社会」の回復

我が国の社会保障制度は、世界に誇りうる国民の財産であり、「支え合う社会」の基盤を形作ってきた。しかし今日、人口減少と少子化・高齢化の同時進行、格差の拡大といった時代の趨勢に、社会保障制度が対応しきれておらず、「支え合う社会」が揺らいでいる。

社会保障給付にはすべて財源が必要であり、負担なくして受益はない。給付は高齢者世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へと改革していく必要がある。さらに、社会保障費の公費負担の一部は、借金という形で将来生まれてくる子・孫らの世代に先送りされている。このように財源に大きな穴のあいた社会保障制度を、このまま維持していくことはできない。

国民の共有財産である社会保障制度を維持・充実し、子孫に引き継いでいくことは、今を生きる人々の責務であり、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代自身の課題でもある。そのためには、受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広い国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。子どもからお年寄りまで国民生活の安心を確保する「全世代対応型」の社会保障制度を築き上げるとともに、その財源についても、幅広い国民が負担を分かち合う仕組みを作らなければならない。こうした、受益と負担の分かち合いにより、「支え合う社会」を回復していくことが求められている。

(2) 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩

「支え合う社会」の回復が急務となる一方、欧州政府債務問題にみられるように、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっている。我が国においては、「財政運営戦略」を策定し、財政健全化に取り組んでいるところであるが、欧州情勢を踏まえれば、財政リスクを顕在化させないため、「財政運営戦略」の着実な実現に一層力を入れて取り組んでいく必要がある。諸外国においても、我が国よりペースの速い財政健全化計画を立て、付加価値税（消費税）の引上げを含む取組を行っているところであり、一層厳しさを増す我が国財政の健全化は、一刻の猶予も許されない課題である。

今回の税制抜本改革は、こうした状況に対応し、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すものであり、これを通じ

て、2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうこととなる。

財政赤字や債務残高の増大は、企業の資金調達や設備投資を圧迫するとともに、将来の社会保障などへの不安を通じて家計の消費を抑制し、国内の実体経済や国民生活にも大きな影響を与える。社会保障の安定財源確保と財政健全化は、こうした成長の阻害要因を減少させ、人々が安心して消費や経済活動を行うことを可能とし、新たな成長の基盤を築く意義を有する。

一方で、2020年度までには、さらに高齢化が進展し、社会保障費の増加が見込まれる。そうした中で、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、2020年度までに基礎的財政収支を黒字化し、2021年度以降において公債等残高の対GDP比を安定的に低下させていくという財政健全化目標の達成へと向かうためには、名目3%程度、実質2%程度の成長の姿に近づいていくことを目指す「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）及び「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）を着実に実施していくとともに、財政健全化に向けた更なる取組を行っていくことが必要である。

（3）税制抜本改革の基本的方向性

（i）消費税の社会保障財源化

社会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱は、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げである。消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている。社会保険料など勤労世代の負担が既に年々高まりつつある中で、こうした特徴を持ち、幅広い国民が負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしいと考えられる。

我が国においては、高齢化の進展等を見据え、平成元年に消費税を導入し、平成9年に税率の引上げを行った。また、平成11年度予算から、高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）に国分の消費税収を充てるいわゆる福祉目的化を行った。しかし、消費税収に比べて高齢者3経費は急速に増加し、更なる高齢化の進展による社会保障費の増加に対応できない状況となっている。

今を生きる世代が享受する社会保障給付について、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に地方分

を合わせた税率の引上げを行う。その際、国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

（注）地方分の現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。

また、低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。

こうした改革を通じて、「支え合う社会」を回復し、人々に安心と活力を与え、経済を活性化させるという好循環を確立していく。

（ii）税制全体を通じた改革

今回の税制抜本改革は、社会保障財源の確保のための消費税率の引上げを最大の柱とするが、それにとどまるものではない。①人口減少と少子化・高齢化の同時進行、②格差の拡大、③家族や働き方の多様化、④グローバル化の進展、⑤エネルギー制約・環境問題といった世界的規模の課題、⑥長期的なデフレ・低成長の中での新たな成長戦略の必要性、といった我が国の経済・社会構造と内外の環境の変化に対応し、新たな日本にふさわしい税制全体の姿を実現することを目指す。

消費税とともに車の両輪を成す所得税は、累進的な税率構造による所得再分配機能の特徴としているが、これまで累次の改正により、高い所得階層を中心として負担が大きく軽減されてきており、結果として、所得再分配機能が低下している。このような所得税について、特に高い所得階層に一定の負担増を求めることにより、その累進性を高めるとともに、資産課税について、相続税の基礎控除等の見直しを行い、税制全体としての再分配機能の回復を図る。

さらに、税制に対する国民の信頼を確保するため、社会保障・税番号制度の導入も展望しつつ、「公平・透明・納得」の三原則を基本とし、できるだけ税制を公平かつ簡素で分かりやすいものとする取組を進める。

2. 税制抜本改革の実施と経済への配慮

(1) 税制抜本改革のスケジュール

税制抜本改革は、別紙1の工程表に示すスケジュールに沿って、計画的に実施する。

(2) 経済への配慮

経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施することが必要である。

政府は、累次の補正予算等を通じ、震災復旧・復興、円高対応及び経済活性化に向けた所要の措置を講じてきたところである。また、デフレ脱却によってこれまで抑えられていた需要を回復させるとともに持続的な経済成長を実現することが重要との認識の下、デフレ脱却に向けて日本銀行と一体となって取り組んできた。引き続き、景気の下振れの回避に万全を期すため適切な経済財政措置を講ずるとともに、「新成長戦略」、更には先般決定した「日本再生の基本戦略」に沿った成長の姿に早期に近づけるため、デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。また、経済政策としての有効性がある税制措置についても、納税者の納得を得つつ、果断に実施する。

こうした取組等により、足下の景気は緩やかに持ち直しており、先行きについても、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直しの傾向が続くことが期待される。

平成24年度には、復興需要の増加が着実な成長を支え、名目2.0%程度、実質2.2%程度の成長が見込まれ、平成25年度以降においては、復興需要が一段落するものの、民需主導の経済成長への移行によって経済が堅調に推移すると考えられる。ただし、海外経済の動向などから景気が下振れするリスクが存在することには、十分注意する必要がある。

以上を踏まえれば、法案提出時点における総合的な判断として、経済状況は好転していくとの見通しが立てられる。

これを踏まえ、平成21年度税制改正法附則第104条に従い、本素案に沿った各税目の改正内容・時期を盛り込んだ法案を今年度中に提出する。

なお、法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設けることとする。

具体的には、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする規定を

法案に盛り込む。

(3) 今後の改革の検討

2050年以降、高齢化のピークを迎えることを考慮すれば、今後も改革を進める必要がある。今回の改革に引き続き、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況などを踏まえつつ、次の改革を実施することとし、今後5年を目途に、そのための所要の法制上の措置を講じることを今回の改革法案の附則に明記する。

第2章 政治改革・行政改革への取組

はじめに

議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引上げを実施すべきである。

具体的には、消費税率引上げまでに、国民の納得と信頼を得るため、以下の通り、政治改革・行政改革を期す。

衆議院議員定数を80削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る。

また、独立行政法人改革、公益法人改革、特別会計改革、国有資産見直し等の行政構造改革に向けた取組を進め、民主党行政改革調査会で「行政構造改革実行法案（仮称）」の検討を進めていることを受け、国民新党と連携しつつ、所要の法案を早期に国会に提出し、成立を図る。閣議決定ベースで可能な改革は直ちに実行に移す。

更に、給与臨時特例法案及び国家公務員制度関連法案の早期成立を図る。

その他、公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組を強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行う。

消費税（国・地方）の税率構造については、食料品等に対し軽減税率を適用した場合、高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく侵食されること、事業者の負担が増すこと等を踏まえ、今回の改革においては単一税率を維持することとする。

消費税収（国分）は法律上は全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

事業者免税点制度及び簡易課税制度については、中小事業者の事務負担への配慮というこれらの制度の趣旨に配慮し、制度を維持する。その上で、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直しを行う。

今回の改革においては、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆるインボイス制度の導入は行わない。

今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくこととする（別紙2参照）。

消費者に対する値札等における価格表示に関する「総額表示」の義務付けについては、消費者の利便性の観点や、価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することを基本とする。なお、価格表示のあり方については、「外税」、「内税」などについて様々な議論があることから、事業者間取引や相対取引等における価格表示のあり方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税率（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税率の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

（2）消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、住宅取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

(3) 消費税以外の消費課税等

酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。

酒税については、「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）で示された方針に沿って、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

「地球温暖化対策のための税」（石油石炭税の税率の上乗せ）については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において、引き続き、実現を図る。

森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策に関する財源確保については、「平成 24 年度税制改正大綱」を踏まえ、検討を行う。

燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや平成 24 年度税制改正において石油石炭税の上乗せを行うことも踏まえ、引き続き検討を行う。

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

印紙税については、建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討する。

2. 個人所得課税

(1) 基本的考え方

我が国の所得税については、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきた。

他方で、近年の給与所得者の所得構造の実態を見ると、平成 9 年以降、構造変化が認められる。すなわち、平均的な所得水準が下落するとともに、その分布についても全体として下方へシフトしている。こうした中で、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、格差が拡大する傾向がみられる。

このように所得構造が変化する一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得税による所得再分配機能は近年、低下している。

今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。

また、税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置を行ってきた結果、所得税の負担水準も全体的に低下している。このため、主要諸外国と比べて、実効税率や国民負担率は相当低い水準となっている。所得税の負担水準をこれ以上低下させることについては、慎重に考える必要がある。

(2) 税率構造

個人所得課税に消費税を加えた個人の税負担に関し、手当等による受益も含めたネットの負担状況について、所得構造が現在とほぼ同じであった平成元年と比較すると、いずれの所得階層においても負担は低下している。

特に、中低所得の子育て世帯については、「控除から手当へ」に則した改革を行ってきたことにより、負担の軽減が実現されている。

また、所得階層ごとの変化をみると、最高税率の引下げを含む累進緩和を進めてきた結果、高い所得階層ほど、負担が大きく低下している傾向がみられる。

一方で、今回の消費税率の引上げや、復興特別所得税による負担増等をも併せ考えれば、幅広い所得層に対して負担増を求めることは慎重に考えるべきである。

したがって、今回、特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求めることとする。

(3) 金融所得課税

金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める必要がある。

また、高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘もある。

こうした点を踏まえ、現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とする措置並びに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）を平成26年1月から導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する。また、円滑にその実施が行われるよう、関係府省は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進める。

また、平成26年1月から20%の本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及

び損益通算範囲の拡大を検討する。

(4) 諸控除

今後の扶養控除のあり方については、真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や、課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後さらに具体化される社会保障改革の内容や、給付付き税額控除の導入を巡る議論も踏まえた上で、検討する。

いわゆる成年扶養控除については、「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）の考え方や、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら、改めて検討する。

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。

給与所得控除については、平成 24 年度税制改正において、控除額に上限を設定することとしている。給与所得者の必要経費に比して過大となっていないか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討する。

(5) 高齢者・年金に関する税制

高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その態様は様々であり、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある。

また、年金受給者は給与所得者に比べて、課税最低限が高いなど税制上優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保も必要である。

こうした観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。

このような年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

(6) 個人住民税

個人住民税のあり方を検討する際には、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を

踏まえることが必要である。

税率構造については、平成 19 年度に 3 兆円の税源移譲が行われた際に、応益性の明確化、地域間の税源偏在度の縮小、税収の安定性の向上の観点から所得割の税率が 10% 比例税率化された経緯を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討する。

諸控除等の見直しについては、個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除は極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討する。

現年課税化については、社会保障・税共通番号制度導入の際には、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3. 法人課税

法人課税については、国際的な協調等にも留意しつつ、企業の競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る必要がある。

こうした観点から、平成 23 年度税制改正において、課税ベースの拡大とともに、法人税率を 4.5% 引下げ（平成 24 年度から適用開始）、中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引き下げることとしている。

復興特別法人税課税期間終了後（平成 27 年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討する。

4. 資産課税

相続税は、基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小している。また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能も低下している。

こうした状況を踏まえ、相続税については、その資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、平成 23 年度税制改正法案には、基礎控除の引下げ等を通じた課税ベースの見直し、最高税率の引上げを含む税率構

造の見直し等を盛り込む一方で、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充措置を盛り込んだ。

上記の平成 23 年度税制改正案は、国会での審議の結果見送られることとなった。本改正事項については、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、今般の一体改革の中で、その実現を図る。平成 24 年度税制改正において実現を図る、住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長に加え、これらの改革を行うことで、消費性向の高い若年世代への資産移転を促進し、需要を喚起する。

事業承継税制については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の運用状況等を踏まえ、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行う。

相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討する。

5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成 24 年通常国会への提出が予定されている「行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化するという基本的考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応する。

国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。

年金給付の支給停止を申し出ることによって年金財政に貢献しようとする動きを積極的に評価することも検討する必要がある。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

1. 消費課税

(1) 消費税

① 税収の使途

消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日から適用する。

(注2) 消費税収(国分)の使途については、予算等において明確化することとし、その具体的な方法については引き続き検討を行う。

② 税率の引上げ

消費税の税率を次のとおり引き上げる。

イ 平成26年4月1日 6.3% (地方消費税と合わせて8%)

ロ 平成27年10月1日 7.8% (地方消費税と合わせて10%)

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日(ロについては平成27年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注2) 法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

(注3) 消費税に係る地方交付税率(現行29.5%(消費税率換算1.18%))については、平成26年度から22.3%(消費税率換算1.40%)、平成27年度から20.8%(消費税率換算1.47%)、平成28年度から19.5%(消費税率換算1.52%)とする。

③ 課税の適正化

イ 事業者免税点制度

(イ) 資本金1,000万円未満の新設法人に関する免税点制度について、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人(親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社)を設立

した場合については、当該設立された法人の設立当初2年間については、課税事業者とするなど現行の資本金1,000万円以上の新設法人に対する措置と同様の措置を講じる。

(ロ) (イ)に該当することとなった場合の届出書の提出などについて所要の措置を講じる。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

ロ 簡易課税制度

簡易課税制度のみなし仕入率については、今般、同制度に関する実態調査を行ったところ、業種によっては、みなし仕入率の水準が実際の仕入率を大幅に上回っている状況にあることが確認された。今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うものとする。

ハ 中間申告制度

(イ) 中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む。）が60万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告（年1回・半期）を可能とする制度を導入する。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に開始する課税期間に係るものについて適用する。

(ロ) 消費税の中間申告（年1回、3回又は11回）に係る確定消費税額の最低額については、消費税額と地方消費税額を合わせた額を現行の最低額と同一とすることを基本として調整する。

(2) 地方消費税

① 地方消費税収の用途

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確化する（社会保障財源化）。

(注) 具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

② 地方消費税の税率等

イ 平成26年4月1日 1.7%（消費税と合わせて8%）

ロ 平成27年10月1日 2.2%（消費税と合わせて10%）

(注1) 上記税率は消費税率に換算したものであり、法律上の税率は、イに

において「消費税額の 63 分の 17」、ロにおいて「消費税額の 78 分の 22」となる。

(注 2) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日（ロについては平成 27 年 10 月 1 日）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注 3) 第 4 章 1. (1) ② (注 2) と同じ規定を設ける。

(注 4) 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の 1 : 1 を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

③ 検討事項

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

2. 個人所得課税

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 5,000 万円超について 45% の税率を設ける。

(注) 上記の改正は、平成 27 年分の所得税から適用する。

3. 資産課税

① 相続税の課税ベース及び税率構造について、次の見直しを行う。

イ 相続税の基礎控除

	現 行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比例控除	1,000 万円に法定相 続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続 人数を乗じた金額

ロ 死亡保険金に係る非課税限度

現 行

改正案

500 万円に、法定相続人（未成年

500 万円に、法定相続人の
数を乗じた金額

者、障害者又は相続開始直前に被
相続人と生計を一にしていた者
に限る。) の数を乗じた金額

ハ 相続税の税率構造

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000 万円以下の金額	10%	同 左	
3,000 万円 "	15%	"	
5,000 万円 "	20%	"	
1 億円 "	30%	"	
3 億円 "	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円 "	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円 "	50%
—		6 億円超の金額	55%

② 未成年者控除及び障害者控除を次のとおり引き上げる。

イ 未成年者控除

現 行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

ロ 障害者控除

現 行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円)	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者については 20 万円)

(注) 上記①及び②の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により
取得する財産に係る相続税について適用する。

③ 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構 造について、次の見直しを行う。

イ 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率 構造

現 行		改正案	
	税率		税率
200 万円以下の金額	10%	同 左	
300 万円 "	15%	400 万円以下の金額	15%
400 万円 "	20%	600 万円 "	20%
600 万円 "	30%	1,000 万円 "	30%

1,000 万円	〃	40%	1,500 万円	〃	40%
	—		3,000 万円	〃	45%
1,000 万円超の金額		50%	4,500 万円	〃	50%
	—		4,500 万円超の金額		55%

□ 上記イ以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現 行		改正案	
	税率		税率
200 万円以下の金額	10%	同 左	
300 万円	〃	〃	
400 万円	〃	〃	
600 万円	〃	〃	
1,000 万円	〃	〃	
	—	1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円	〃
	—	3,000 万円超の金額	55%

④ 相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行う。

イ 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加する。

ロ 贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げる。

（注）上記③及び④の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

5. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成 24 年

通常国会への提出が予定されているマイナンバー法の整備法において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

- ① 申告書・法定調書等の税務関係書類の記載事項に、その提出者（納税者・法定調書提出者等）及び一定の者（控除対象となる配偶者等、法定調書の対象となる支払を受ける者等）に係る「番号」（個人番号又は法人番号をいう。以下同じ。）を追加する。
- ② 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等が告知すべき事項に「番号」を追加する。
- ③ 告知を受けた者が本人確認すべき事項に「番号」を追加するとともに、本人確認書類の範囲に「番号カード」及び「番号の記載のある住民票の写し」等を追加する。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

（注1）上記の改正は、原則として、マイナンバー法における「番号」の利用開始日以後の課税期間等に係る申告書、同日以後に提出すべき申請書等並びに同日以後の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。ただし、所要の経過措置を講ずる。

（注2）以上につき別紙3参照。

適正転嫁等への取組について

平成元年4月の消費税の導入時及び平成9年4月の消費税率の引上げ時においては、関係府省が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組、便乗値上げ防止のための取組等を実施したところであるが、今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていくこととする。

- (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行う行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
- (4) 競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。
- (5) 適正転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。

社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成24年通常国会への提出が予定されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

（1）申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

① 税務署長等に提出する申告書等の記載事項

イ 税務署長、国税局長、国税庁長官及び国税不服審判所長又はその職員（以下「税務署長等」という。）に提出する申告書、申請書、届出書その他の税務関係書類（所得税法、相続税法等に規定する調書等（以下「法定調書」という。）を除く。以下「申告書等」という。）に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」（個人番号及び法人番号をいう。以下同じ。）を追加する。

（イ）当該申告書等を提出する者

（ロ）申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

（ハ）申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

（ニ）その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

ロ 源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等（非課税貯蓄申告書等）を受理した当該源泉徴収義務者等が、当該申告書等に記載すべき事項の範囲に、当該源泉徴収義務者等の「番号」を追加する。

② 税務署長に提出すべき法定調書の記載事項

税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、法定調書の提出義務者、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者その他法定調書に記載すべき者（生命保険契約に基づく契約者等）の「番号」を追加する。

③ 税務署長等以外の者に提出する税務関係書類の記載事項

税務署長等以外の者（源泉徴収義務者等）に提出する税務関係書類（非課税貯蓄申込書等）に記載すべき事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する。

④ 地方公共団体に提出する申告書等の記載事項

地方公共団体に提出する申告書等に記載すべき事項に、次に掲げる者の

「番号」を追加する。

イ 当該申告書等を提出する者

ロ 申告書等に記載された個人住民税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

ハ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

ニ その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

⑤ 地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項

地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項に、給与支払報告書等の提出義務者、給与支払報告書等の対象となる給与等の支払を受ける者その他給与支払報告書等に記載すべき者の「番号」を追加する。

(2) 告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加等

① 申告書等の提出の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加
上記(1)①ロの申告書等を提出する者が源泉徴収義務者等に告知すべき事項及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該申告書等を提出する者の「番号」を追加する。

② 法定調書の対象となる金銭等の支払等の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者がその金銭等の支払等をする者に告知すべき事項(告知書に記載して提出すべき事項を含む。)及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該金銭等の支払等を受ける者の「番号」を追加する。

③ 本人確認書類の整備

告知及び本人確認を行う際に提示すべき本人確認書類について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを追加する。

イ 「個人番号」が付番された個人 番号カード又は番号の記載のある住民票の写し

ロ 「法人番号」が付番された法人等 国税庁長官が発行した法人番号の通知書等

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行時期

① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日(以下「番号利用開始日」)

という。)の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類(申告書及び法定調書を除く。)並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

② 経過措置

法定調書の対象となる金銭等の支払等のうち、番号利用開始日前の契約の締結等の際に既に告知及び本人確認しているため当該契約の締結等の日以後の金銭等の支払等の都度、告知及び本人確認することを要しないこととされているものに係る「番号」の告知及び本人確認については、上記①にかかわらず、番号利用開始日から3年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までに行うことができることとする。また、当該期間内に提出すべき当該金銭等の支払等に係る法定調書については、「番号」の告知及び本人確認が行われないう限り、当該法定調書に記載すべき事項のうち「番号」の記載は要しない。

社会保障・税一体改革大綱について

〔平成 24 年 2 月 17 日〕
閣 議 決 定

社会保障・税一体改革大綱を別紙のとおり定める。

社会保障・税一体改革大綱に盛り込まれた具体的な施策については、政府・与党それぞれが、連携・協力しつつ、その実現に取り組む。

社会保障・税一体改革大綱

はじめに

～ 安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して ～

(国民の共有財産である日本の社会保障制度)

日本の社会保障制度は、戦後の経済成長にも支えられて急速に整備が進み、1960年代には、国民皆保険・皆年金といった現行の社会保障制度の基本的枠組みが整い、先進諸国に比べ遜色のない制度となっている。医療分野では、患者が保険証1枚で自由に医療機関を受診できるフリーアクセスを実現し、公的年金は老後生活の柱として定着し、平均寿命が世界最長を実現するなど、我が国の社会保障制度は、世界に誇りうる国民の共有財産として、「支え合う社会」の基盤となっている。

(社会保障改革の必要性)

しかしながら、国民皆保険・皆年金が達成されて以降半世紀が経過し、少子高齢化といった人口構成の大きな変化、非正規労働者の増大など雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢には大きな変化が生じ、セーフティネットに生じたほころびや貧困・格差の拡大など、新たな課題への対応が求められている。

今後さらに、高齢者数は2040年頃まで増加し続け、一人暮らし高齢者も増加していく。2020年には高齢化率が30%近くに達すると見込まれるなど、我が国の高齢化の水準は世界でも群を抜いたものとなる。半世紀前には65歳以上のお年寄り1人をおよそ9人の現役世代で支える「胴上げ」型の社会だった日本は、近年3人で1人の「騎馬戦」型の社会になり、このままでは、2050年には、国民の4割が高齢者となって、高齢者1人を1.2人の現役世代が支える「肩車」型の社会が到来することが見込まれている。

社会保障制度は、現在でも全体として給付に見合う負担を確保できておらず、その機能を維持し制度の持続可能性を確保するための改革が求められている。今後、人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、年金、医療、介護などの社会保障を持続可能なものとするためには、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していく

ことが必要である。

今後は、給付面で、子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていくとともに、負担面で、年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化していくことが必要である。こうした取組を通じて、世代間・世代内での公平を実現し、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代や、今後生まれてくる将来世代のために、国民の共有財産である社会保障制度をしっかりと維持し、引き継いでいかなければならない。

今回の改革は、これらの状況変化を踏まえ、国民の自立を支え安心して生活ができる社会基盤を整備する、という社会保障の原点に立ち返り、社会保障の機能強化を確実に実施するとともに社会保障全体の持続可能性の確保を図ることにより、全世代を通じた国民生活の安心を確保する「全世代対応型」社会保障制度の構築を目指すものである。

また、社会保障は、子育て、医療、介護などの多くが地方自治体を通じて国民に提供されており、地方自治体の役割も極めて大きいことから、国と地方が一体となって、安定的に実施していくことが重要であり、今回の改革は、国・地方双方が協力しながら推進していく必要がある。

併せて、社会保障給付や負担の公正性、明確性を確保するためのインフラとして、社会保障・税番号制度の早期導入を図っていかなければならない。

(社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成)

一方、社会保障を支える財政に目を転ずれば、我が国財政は、税収が歳出の半分すら賄えず、国及び地方の長期債務残高は平成 24 年度末には対 GDP 比 196%に達すると見込まれる極めて厳しい状況にある。こうした状況を放置すれば、国債市場における我が国の信認が失われ、その結果、金利が大きく上昇し、財政危機に陥る事態にもなりかねない。

現に、こうした財政危機が生じた欧州諸国においては、国内外に保有される国債が信用を失った結果、政府が借入れを継続できなくなり、年金・医療など社会保障分野の給付削減措置が講じられる事態にもなっている。欧州政府債務問題を契機に、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっており、財政健全化は、現在の社会保障の機能を維持していくためにも、直ちに取り組んでいかなければならない課題となっている。

また、我が国においては、今や国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超えており、税収が歳出の半分すら賄っていない現状に照らせば、社会保障関係費の相当部分を将来世代の負担につけ回していることになる。これに加え、毎年1兆円規模の社会保障の自然増が不可避となっており、今を生き

る世代が享受する社会保障給付について、給付に見合った負担を確保しないままその負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。

国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆で分かち合わなければならない。世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げるとともに、世代内でも、より負担能力に応じて社会保障の負担を分かち合う仕組みとしていくことにより、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、社会保障の給付水準に見合った負担を国民全体で担っていかなければならない。

同時に、今回の改革で盛り込まれている社会保障の充実策は、年金国庫負担2分の1の恒久化を含め、消費税率の引上げによる安定財源の確保が前提であり、社会保障の機能強化や安定化を図るためにも、それに見合う安定財源を着実に確保していく必要がある。

今回の社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。その中で社会保障の安定財源確保を図っていくことなどにより、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）に定められている2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩が踏み出されることとなる。

財政健全化への取組の道のりは長い。今後一層の少子高齢化が進展し、社会保障費が増大していく中で、社会保障制度の持続可能性を確保し、同時に2020年度までに基礎的財政収支を黒字化する等の財政健全化目標を達成するため、更なる取組を行っていくことが必要である。

（経済成長との好循環）

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有している。一体改革により社会保障の安定財源を確保し、安心できる社会保障制度を確立していくことは、人々の将来への不安を減らし、消費や経済活動を拡大させることを可能とすることを通じて、新たな成長の基盤となる。また、現在でも、医療・福祉産業で約700万人もの雇用を生み出しており、今後、高齢化の進展の中にあっても、社会保障分野の安定した財源の確保により、若い世代も含めた雇用がより拡大することが見込まれる。さらに、社会保障分野における潜在需要を顕在化させることにより、新たな雇用が生まれる。医療・介護・子育て分野での雇用創出、ライフイノベーションの推進、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進などにより、経済成長との好循環を実現する。

(大綱に基づく改革への取組)

この社会保障・税一体改革大綱は、「社会保障・税一体改革成案」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って、さらに政府・与党において精力的議論を進めてその内容を具体化したものである。

今後、社会保障の充実・安定化の財源を確保するため、今年度中に税制改正法案を国会に提出することをはじめ、改革に取り組んでいくこととする。

本大綱をもって野党各党に社会保障・税一体改革のための協議を提案し、与野党協議を踏まえ、法案化を行う。

第1部 社会保障改革

第1章 社会保障改革の基本的考え方

（社会保障の課題）

今日の日本の社会及び社会保障制度は、人口構成の大きな変化、雇用基盤の変化、家族形態・地域基盤の変化、貧困・格差問題、世代間の不公平、孤独・孤立の広がりなどの問題に直面しており、これらの問題に対応するため、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障制度の持続可能性の確保と機能強化が求められている。

さらに、次代の日本を担うべき若年層の雇用環境は極めて厳しい現状である。若い世代がいかにか夢をもって生きていけるかは、日本の社会の将来の明るさを写す鏡であり、早急な就労支援策、非正規雇用対策が必要である。

資源なき国家日本における最大の資源は「人材」であり、社会保障などの政策対応を通じて、国民一人ひとりの個性と能力が最大限に発揮できるような社会を造り上げていかなければならない。

（目指すべき社会・社会保障制度）

社会保障改革で目指すべき社会は、制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障され、誰もが居場所のある共生の社会、「分厚い中間層」が支える大きな格差のない社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、支援を必要とする人の立場に立った包括的な支援体制の構築により、地域で尊厳を持って生きられるような医療・介護の体制が実現した社会である。

今回の社会保障改革では、高齢化が一層進んだ社会においても、我が国が世界に誇る国民皆保険・皆年金を堅持した上で、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障を実現するとともに、世代間の公平の見地から、社会保障制度を「全世代対応型」へと転換することにより、就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援の実現を目指す。これらにより、世代を問わず一人ひとりが能力を発揮して積極的に社会及び社会保障の支え合いの仕組みに参画でき、必要な人に必要なサービス・給付が適切に行われる社会保障制度を構築し、現役世代、将来世代に持続可能な社会保障制度を引き継ぐ。

（社会保障の機能強化への取組）

以上のような基本認識の下に、安心して希望と誇りが持てる社会の実現を目指し、地域住民に直接接する地方自治体との役割分担・連携を図りつつ、以下の社会保障制度改革の推進に全力で取り組み、社会保障の機能強化を図る。

第2章 社会保障改革の方向性

第1章の基本的考え方に基づき、以下に示す方向性に沿って各分野の改革を進める。

I 未来への投資（子ども・子育て支援）の強化

子ども・子育て新システムを創設し、子どもを産み、育てやすい社会を目指す。

II 医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化

高度急性期への医療資源集中投入など入院医療強化、地域包括ケアシステムの構築等を図る。

どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を目指す。

III 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得の年金受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮を行い、すべての国民が参加できる社会を目指す。

IV 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ

短時間労働者への社会保険適用拡大や、被用者年金の一元化などにより、出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を構築する。

V 全員参加型社会、ディーセント・ワークの実現

若者をはじめとした雇用対策の強化や、非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善などを図る。

誰もが働き、安定した生活を営むことができる環境を整備する。

VI 社会保障制度の安定財源確保

消費税の使い道を、現役世代の医療や子育てにも拡大するとともに、基礎年金国庫負担2分の1の安定財源を確保し、あらゆる世代が広く公平に社会保障の負担を分かち合う。

第3章 具体的改革内容（改革項目と工程）

1. 子ども・子育て新システム

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向け、地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を行う子ども・子育て新システムを創設する。
- ☆ 恒久財源を得て、早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成 25 年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）設置や国の基本指針策定など可能なものから段階的に実施）を図る。
- ☆ 実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に協議を行い、理解を得た上で、成案をとりまとめ、税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会に法案を提出する。

I 給付設計

（1）幼保一体化

i 給付システムの一体化

- ・ こども園給付（仮称）を創設する（給付の一体化・強化）。
- ・ 多様な保育事業の量的拡大を図る（指定制度の導入）。
- ・ 地域における学校教育・保育の計画的整備を図る（市町村新システム事業計画（仮称）の策定等）。

ii 施設の一体化

- ・ 「総合施設（仮称）」を創設する（学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供）。

（2）地域型保育給付（新設）

- 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育に対する給付を新設する。

（3）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（4）放課後児童クラブ

（5）すべての子ども・子育て家庭への支援

i 子どものための現金給付

- ii 地域子育て支援事業（仮称）→ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等

iii 妊婦健診

II 新たな一元的システムの構築

- (1) 実施主体は基礎自治体（市町村）
- (2) 社会全体による費用負担
- (3) 政府の推進体制・財源を一元化
- (4) 子育て当事者等が参画する子ども・子育て会議（仮称）の設置

III 新システム実施のための財源確保による量的拡充・質の改善

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充を図る。
 - 職員配置の充実等の質の改善を図る。
- 新システム実施までの間も、子ども・子育てビジョンに基づき保育等の計画的基盤整備に取り組むとともに、新システム移行に向けた多様な保育の推進を図る。

<平成 24 年度の主な関連施策等>

- 待機児童解消のため、保育所等の受け入れ児童数を拡大する（運営費の確保）。
- 安心こども基金の延長等を行う。
- 待機児童解消「先取り」プロジェクトにより新システムを見据えた対策に取り組む（グループ型小規模保育事業、地方版子ども・子育て会議のモデル事業等）。
- 放課後児童対策の充実を図る。

2. 医療・介護等①

（地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化）

- 高齢化が一段と進む 2025 年に、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスが受けられる社会を実現する。
- 予防接種・検診等の疾病予防や介護予防を進め、また、病気になった場合にしっかり「治す医療」と、その人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療・介護」の双方を実現する。

(1) 医療サービス提供体制の制度改革

- 急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組む。

<今後の見直しの方向性>

i 病院・病床機能の分化・強化

- ・ 急性期病床の位置付けを明確化し、医療資源の集中投入による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進する。
- ・ 病診連携、医療・介護連携等により必要なサービスを確保しつつ、一般病棟における長期入院の適正化を推進する。

ii 在宅医療の推進

- ・ 在宅医療の拠点となる医療機関の趣旨及び役割を明確化するとともに、在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を医療計画に記載すべきことを明確化するなどにより、在宅医療を充実させる。

iii 医師確保対策

- ・ 医師の地域間、診療科間の偏在の是正に向け、都道府県が担う役割を強化し、医師のキャリア形成支援を通じた医師確保の取組を推進する。

iv チーム医療の推進

- ・ 多職種協働による質の高い医療を提供するため、高度な知識・判断が必要な一定の行為を行う看護師の能力を認証する仕組みの導入などをはじめとして、チーム医療を推進する。

- ☆ あるべき医療提供体制の実現に向けて、診療報酬及び介護報酬改定、都道府県が策定する新たな医療計画に基づく地域の医療提供体制の確保、補助金等の予算措置等を行うとともに、医療法等関連法を順次改正する。そのため、平成 24 年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に取り組む。

<今後のサービス提供の方向性>

i 在宅サービス・居住系サービスの強化

- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための

24 時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。

- ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。

ii 介護予防・重度化予防

- ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進する。
- ・ 生活期のリハビリテーションの充実を図る。
- ・ ケアマネジメントの機能強化を図る。

iii 医療と介護の連携の強化

- ・ 在宅要介護者に対する医療サービスを確保する。
- ・ 他制度、多職種ของทีมケアを推進する。
- ・ 小規模多機能型サービスと訪問看護の複合型サービスを提供する。
- ・ 退院時・入院時の連携強化や地域における必要な医療サービスを提供する。

iv 認知症対応の推進

- ・ 認知症に対応するケアモデルの構築や地域密着型サービスの強化を図る。
- ・ 市民後見人の育成など権利擁護の推進を図る。

☆ 改正介護保険法の施行、介護報酬及び診療報酬改定、補助金等の予算措置等により、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(3) その他

○ 診療報酬・介護報酬改定、補助金等予算措置等により、以下についても、取組を推進する。

- ・ 外来受診の適正化等（生活習慣病予防等）
- ・ ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減
- ・ 介護予防・重度化予防
- ・ 介護施設の重点化（在宅への移行）
- ・ 施設のユニット化
- ・ マンパワー増強

＜平成 24 年度の主な関連施策等＞

- 上記（１）～（３）を実現するため、平成 24 年度では主に以下の関連施策等を実施する。

（１）診療報酬・介護報酬改定

- 診療報酬及び介護報酬改定において、以下に取り組む。

i 平成 24 年診療報酬改定の基本方針 ～ 2 つの重点課題と 4 つの視点～

a. 2 つの重点課題

- 病院勤務医等の負担の大きな医療従事者の負担軽減
- 医療と介護の役割分担の明確化と地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療等の充実

b. 4 つの視点

- 充実が求められる分野を適切に評価していく視点
 - ・ がん医療の充実、認知症対策の促進 等
- 患者等から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を実現する視点
 - ・ 退院支援の充実等の患者に対する相談支援体制の充実 等
- 医療機能の分化と連携等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点
 - ・ 急性期、亜急性期等の病院機能に合わせた効率的な入院医療の評価、慢性期入院医療の適正な評価 等
- 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点
 - ・ 後発医薬品の使用促進 等

ii 平成 24 年介護報酬改定の基本的考え方

a. 地域包括ケアシステムの基盤強化

- 高齢者の自立支援に重点を置いた在宅・居住系サービス
- 要介護度が高い高齢者や医療ニーズの高い高齢者に対応した在宅・居住系サービス

b. 医療と介護の役割分担・連携強化

- 在宅生活時の医療機能の強化に向けた、新サービスの創設及び訪問看護、リハビリテーションの充実並びに看取りへの対応強化
- 介護施設における医療ニーズへの対応
- 入退院時における医療機関と介護サービス事業者との連携促進

c. 認知症にふさわしいサービスの提供

- 認知症早期診断・対応体制の確立と認知機能の低下予防
- 認知症にふさわしい介護サービス事業の普及 等

d. 質の高い介護サービスの確保

e. 処遇改善等を通じた介護人材の確保

f. その他

- ケアラー（家族介護者）にも配慮したケアマネジメントの機能強化、看取りや認知症への対応などの課題への的確な対応等

（２）医療計画作成指針の改定等

- 平成 24 年度における都道府県による新たな医療計画（平成 25 年度より実施）の策定に向け、医療計画作成指針の改定等を年度内に実施する。
 - ・ 医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとの P D C A サイクルを効果的に機能させるよう見直す。
 - ・ 在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載する。
 - ・ 精神疾患を既存の 4 疾病に追加し、医療連携体制を構築する。

（３）補助金等予算措置による取組の推進

- 医療サービス提供体制の強化や地域包括ケアシステムの構築に向け、補助金等必要な予算措置を行う。

（４）改正介護保険法の施行

- 地域包括ケアシステムの構築など、「社会保障・税一体改革成案」で掲げられた介護のサービス提供体制の機能強化を推進する観点から、平成 23 年通常国会で成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等一部改正法を円滑に実施する（24 時間対応の定期巡回・随時対応型サービス等）。

3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

- 働き方にかかわらない保障の提供、長期高額医療を受ける患者の負担軽減、所得格差を踏まえた財政基盤の強化・保険者機能の強化、世代間・世代内の負担の公平化、といった観点から、医療保険・介護保険制度のセーフティネット機能を強化する。

(1) 市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充など財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化

- 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援分の拡充等により、財政基盤を強化する。併せて、都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大する。
- ☆ 財政基盤の強化については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において、具体的内容について検討し、税制抜本改革とともに実施する。
- ☆ 「平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 20 日付け 4 大臣合意）の事項については、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において協議した上で、必要な法案を平成 24 年通常国会に提出した。

(2) 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 4. II (6) の短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大に併せ、被用者保険の適用拡大を実施する。
- ☆ 被用者保険の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える影響や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(3) 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討

- 高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。
- 他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成 24 年 4 月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収 300 万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。

(4) 高齢者医療制度の見直し

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。

(注) 現在は、平成 24 年度までの特例として、支援金の 3 分の 1 を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を 13% から 16.4% とする措置が講じられている。

☆ 具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

- 70 歳以上 75 歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討する。

(注) 患者負担は、69 歳までは 3 割、70 歳以上 75 歳未満は 2 割、75 歳以上は 1 割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70 歳以上 75 歳未満については、毎年度、約 2 千億円の予算措置により 1 割負担に凍結されている。

☆ 平成 24 年度は予算措置を継続するが、平成 25 年度以降の取扱いは平成 25 年度の予算編成過程で検討する。

(5) 国保組合の国庫補助の見直し

- 保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助を見直す。

☆ 医療保険制度改革の一環として、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(6) 介護 1 号保険料の低所得者保険料軽減強化

- 今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇や消費税引上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、公費を投入することにより、65 歳以上の加入者の保険料（1 号保険料）の低所得者軽減を強化する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

(7) 介護納付金の総報酬割導入等

- 今後の急速な高齢化の進行に伴って増加する介護費用を公平に負担する観点から、介護納付金の負担を医療保険者の総報酬に応じた按分方法と

すること（総報酬割の導入）を検討する。

また、現役世代に負担を求める場合には、負担の公平性などの観点に立ち、一定以上の所得者の利用者負担の在り方など給付の重点化についても検討する。

（注）現行は、介護納付金は各医療保険の40～64歳の加入者数に応じて按分されている。

☆ 平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

（8）その他介護保険の対応

- 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化の観点から、平成24年度介護報酬改定において対応する。
- 第6期の介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の施行も念頭に、介護保険制度の給付の重点化・効率化とともに、予防給付の内容・方法の見直し、自立支援型のケアマネジメントの実現に向けた制度的対応を検討する。

（9）後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等

- 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進を図る。また、イノベーションの観点にも配慮しつつ、後発医薬品のある先発医薬品の薬価を引き下げる。
- 医薬品の患者負担の見直しについては、「社会保障・税一体改革成案」に「医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す」とあることを踏まえ、検討する。

（10）その他効率的で高機能な医療提供の推進

- 少子高齢化の進行、経済状況の変化、厳しい保険財政・国家財政という状況の下で、サービス・給付の充実のみならず、効率化できるものは効率化し、負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
 - ・ 予防医療、チーム医療、本人・家族の意思を尊重した適切な医療の提供を推進する。

（11）総合合算制度

- 税・社会保障の負担が増加する中で、低所得者の負担軽減により所得再分配機能を強化する。そのため、制度単位ではなく家計全体をトータル

に捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を創設する。

☆ 制度実現には、番号制度等の情報連携基盤の導入が前提であるため、平成 27 年度以降の導入に向け、引き続き検討する。

(12) 難病対策

○ (3) の長期高額医療の高額療養費の見直しのほか、難病患者の長期かつ重度の精神的・身体的・経済的負担を社会全体で支えるため、医療費助成について、法制化も視野に入れ、助成対象の希少・難治性疾患の範囲の拡大を含め、より公平・安定的な支援の仕組みの構築を目指す。

また、治療研究、医療体制、福祉サービス、就労支援等の総合的な施策の実施や支援の仕組みの構築を目指す。

☆ 引き続き検討する。

4. 年金

I 新しい年金制度の創設

○ 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

<所得比例年金（社会保険方式）>

○ 職種を問わずすべての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付。

○ 保険料は 15%程度（老齢年金に係る部分）。

○ 納付した保険料を記録上積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出。

<最低保障年金（税財源）>

○ 最低保障年金の満額は 7 万円（現在価額）。

○ 生涯平均年収ベース（＝保険料納付額）で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額はゼロ。

○ すべての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね 7 万円以上の年金を受給できる制度。

☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成 25 年の国会に法案を提出する。

II 現行制度の改善

○ 新しい年金制度の創設までには、一定の時間を要する。また、新しい年金制度の創設を行っても、新しい年金制度からの年金給付のみを受給する者が出てくるには相当の期間が必要であり、その間は新制度と旧制度の両方から年金が支給されることとなる。このため、新しい年金制度の方向性に沿って、現行制度の改善を図る。

(1) 基礎年金国庫負担 2 分の 1 の恒久化

○ 年金財政の持続可能性の確保のため、税制抜本改革により確保される安定財源により、基礎年金国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

☆ 消費税引上げ後に消費税財源による国庫負担 2 分の 1 を恒久化する。

☆ 平成 24 年度の基礎年金国庫負担割合は、歳出予算 (36.5%分) と「年金交付国債」により 2 分の 1 を確保することとし、必要な法案を平成 24 年通常国会に提出する。(一部提出済み)

(注)「年金交付国債」の償還は、消費税引上げ後に消費税収により行う。

☆ 平成 25 年度から消費税引上げまでの間の取扱いは引き続き検討する。

(2) 最低保障機能の強化

○ 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革を行う。

i 低所得者への加算

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算を行う。

その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討する。

ii 障害基礎年金等への加算

老齢基礎年金の低所得者に対する加算との均衡を考慮し、障害者等の所得保障の観点から障害・遺族基礎年金についても、一定の加算を行う。

iii 受給資格期間の短縮

無年金となっている者に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるようにし、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を、現在の 25 年から 10 年に短縮する。

☆ 消費税引上げ年度から実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(3) 高所得者の年金給付の見直し

○ (2) の最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する。

☆ 最低保障機能の強化と併せて実施する。

☆ 具体的内容について検討する。税制抜本改革とともに、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(4) 物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負荷を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間で解消し、平成 24 年度は 10 月から実施する。

☆ 平成 24 年通常国会に法案を提出した。

(5) 産休期間中の保険料負担免除

○ 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる措置を行う。

☆ 子ども・子育て支援施策という位置付けで、早期に実施する。

☆ 平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(6) 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

○ 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大する。

3. (2) の被用者保険への適用拡大と併せて実施する。

☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が

労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め検討する。平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討する。

☆ 第 3 号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(7) 被用者年金一元化

- 被用者年金制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一化する。
- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注) 企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成 20 年就労条件総合調査」から推計すると 37.5%となり(厚生労働省年金局資料による)、すべての企業に企業年金があるわけではない。

☆ 平成 19 年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討する。

(8) 第 3 号被保険者制度の見直し

- 第 3 号被保険者制度に関しては、国民の間に多様な意見がなおあることを踏まえ、不公平感を解消するための方策について、新しい年金制度の方向性(2分2乗)を踏まえつつ、引き続き検討する。
- ☆ 短時間労働者への厚生年金の適用拡大、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討を行う。

(9) マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、(4)による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

(10) 在職老齢年金の見直し

○ 就労意欲を抑制しているのではないかと指摘がある60歳代前半の者に係る在職老齢年金制度について、調整を行う限度額を引き上げる見直しを引き続き検討する。

☆ 就労抑制効果についてより慎重に分析を進めながら、引き続き検討する。

(11) 標準報酬上限の見直し

○ 高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する。

☆ 平均標準報酬の動向等を踏まえながら、引き続き検討する。

(12) 支給開始年齢引き上げの検討

○ 世界最高水準の長寿国である日本において、現在進行している支給開始年齢の引き上げ(注)との関係や高齢者雇用の進展の動向等に留意しつつ、中長期的課題として、支給開始年齢の在り方について検討する。

(注) 現行の引き上げスケジュールは、男性2025年まで、女性2030年まで。

☆ 将来的な課題として、中長期的に検討する(平成24年通常国会への法案提出は行わない)。

(13) 業務運営の効率化

○ 現行の年金制度の改善及び新しい年金制度を検討するに際しては、年金制度を運用するための業務処理体制やシステムに関する現在の課題にも適切に対処していくことが必要であり、業務運営やシステムを改善する。

○ また、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、未納者の属性に応じ、保険料免除の勧奨や強制徴収の強化など、収納対策を一層徹底する。

(14) その他

- 遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。
- 上記の一体改革による取組を推進しつつ、保険料の事務費への充当の解消を実現するための財源の確保策や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討する。

(注) 年金保険料の事務費への充当は、平成 23 年度予算では 1,945 億円。

- 歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する。

5. 就労促進、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現

(1) 高年齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度

- 「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤を強化し、「分厚い中間層」を復活させるため、喫緊の課題である高年齢者雇用対策、有期労働契約、パートタイム労働対策、雇用保険制度について、見直しを行う。

☆ 労働政策審議会の議論を踏まえ、必要な法案を平成 24 年通常国会へ提出する。

<具体的施策>

- 高齢者雇用対策について、雇用と年金を確実に接続させ、無収入の高齢者世帯が発生しないよう継続雇用制度に係る基準に関する法制度を整備する（平成 25 年度の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げまでに実施することが必要）。
- 有期労働契約について、有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するための法制度を整備する。
- パートタイム労働対策について、パートタイム労働者の公正な待遇をより一層確保するため、均等・均衡待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進等に関する法制度を整備する。

- 雇用保険制度について、現下の厳しい雇用失業情勢や景気の下振れリスクに対応するため、平成 23 年度末までの暫定措置の延長等に関する法制度を整備する。

(2) 総合的ビジョン・若年者雇用対策

- 上記の有期労働契約やパートタイム労働対策についての議論の成果を踏まえつつ、非正規労働者の公正な待遇確保に横断的に取り組むための総合的ビジョンの年度内の策定に向けて検討する。
- 若年者雇用対策については、大学生等の厳しい就職環境を踏まえ、ジョブサポーターによる大学への出張相談の常時実施や年度末時点の未内定者の新卒応援ハローワークへの全員登録・集中支援などマンツーマン支援を徹底するとともに、学生の視野の拡大等による中小企業とのミスマッチを解消する。
加えて、就職氷河期世代も含め、フリーターへの正規雇用化支援を一層強化する。

6. 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）（一部再掲）

- すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、消費税引上げによる低所得者への負担に配慮し、低所得者へきめ細やかに配慮する。

(1) 社会保障制度における低所得者対策の強化（一部再掲）

- 消費税収は全て国民に還元するという観点に立ち、消費税引上げに伴う低所得者への影響に対する措置として、以下の措置を（2）、（3）の措置と併せて講じ、社会保障における給付等を通じたきめ細やかな対策を実施する。
 - i 生活保護基準、各種福祉手当については、物価スライド等の措置により、消費税引上げによる影響分を手当額に反映させる。
 - ii 低所得の年金受給者に対しては、最低保障機能の強化として加算措置を行う。（4. II（2））
 - iii 医療・介護分野においても、市町村国保の保険料、介護 1 号保険料における低所得者保険料軽減の拡充等により、負担軽減措置を行う。（3.（1）、（6））
 - iv 長期高額医療の高額療養費の見直しについて検討する。（3.（3））

- v 社会保障の制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合合算制度創設を検討する。(3. (11))

(2) 社会保険の適用拡大(再掲)

- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(3. (2))
- 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大(4. II (6))

(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

- 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。(平成24年秋目途)
 - i 生活困窮者対策の推進
 - 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。
 - a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定する。
 - b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。
 - ii 生活保護制度の見直し
 - 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

<平成24年度における主な関連施策>

- 当面の対策として、生活保護制度において、以下の取組を実施する。
 - i 生活保護受給者の就労・自立支援の充実
 - ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。
 - ii 生活保護の適正化の徹底
 - 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

7. 医療イノベーション

- 医療・介護分野は、大きな潜在需要に应运えていくことで雇用を生み、また、ライフイノベーションを通じて健康分野を成長産業として位置付けることで、デフレを脱却し、経済成長に結びつけることができるものである。
- 日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出により、健康長寿社会を実現するとともに、国際競争力強化による経済成長に貢献することを目指す「医療イノベーション」を推進し、以下の取組を推進する。
 - i 国際水準の臨床研究実施により、日本発の革新的な医薬品・医療機器の創出等の拠点となる、臨床研究中核病院（仮称）等を創設する。
 - ii 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の体制強化や、審査等の迅速化・高度化等を促進する。
 - iii 保険償還価格の設定における医療経済的な観点を踏まえたイノベーションの評価等のさらなる検討を行う。
- ☆ 予算、診療報酬改定等により推進するとともに、医療法、薬事法等の改正についても検討する。

8. 障害者施策

- 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について検討し、平成24年通常国会に法案を提出する。

また、障害基礎年金への加算（再掲）に加え、障害者の就労を支援し、障害者の所得保障や社会参加の充実を図る。

9. 次世代を担う子ども・若者の育成

- 手に職をつけ就業につなげるための教育・訓練環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援を強化する。

10. 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計の総合的な整理

○ 地方単独事業を含め、財源構成に関わりなくその事業の機能・性格に着目した社会保障給付の全体像を整理する。

- ・ 「社会保障給付費」としては、今後、ILO基準に則り、「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を対象とし、その際には財源構成に関わりなく把握をする。
- ・ 「社会保障給付費」の範囲に入らない①事業の実施が義務づけられていない事業、②個人に帰属する給付以外の給付に類似する事業、③施設整備費等を含め、社会保障に要する費用全体について把握をする。

第2部 税制抜本改革

第1章 税制抜本改革の基本的な考え方

1. 税制抜本改革の必要性

(1) 「支え合う社会」の回復

我が国の社会保障制度は、世界に誇りうる国民の財産であり、「支え合う社会」の基盤を形作ってきた。しかし今日、人口減少と少子化・高齢化の同時進行、格差の拡大といった時代の趨勢に、社会保障制度が対応しきれておらず、「支え合う社会」が揺らいでいる。

社会保障給付にはすべて財源が必要であり、負担なくして受益はない。給付は高齢者世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へと改革していく必要がある。さらに、社会保障費の公費負担の一部は、借金という形で将来生まれてくる子・孫らの世代に先送りされている。このように財源に大きな穴のあいた社会保障制度を、このまま維持していくことはできない。

国民の共有財産である社会保障制度を維持・充実し、子孫に引き継いでいくことは、今を生きる人々の責務であり、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代自身の課題でもある。そのためには、受益も負担も特定の世代に過度に偏ることなく、幅広い国民が納得して支えていくことのできる制度とする必要がある。子どもからお年寄りまで国民生活の安心を確保する「全世代対応型」の社会保障制度を築き上げるとともに、その財源についても、幅広い国民が負担を分かち合う仕組みを作らなければならない。こうした、受益と負担の分かち合いにより、「支え合う社会」を回復していくことが求められている。

(2) 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩

「支え合う社会」の回復が急務となる一方、欧州政府債務問題にみられるように、世界全体で、財政リスクへの市場の懸念が高まっている。我が国においては、「財政運営戦略」を策定し、財政健全化に取り組んでいるところであるが、欧州情勢を踏まえれば、財政リスクを顕在化させないため、「財政運営戦略」の着実な実現に一層力を入れて取り組んでいく必要がある。諸外国においても、我が国よりペースの速い財政健全化計画を立て、付加価値税（消費税）の引上げを含む取組を行っているところであり、一層厳しさを増す我が国財政の健全化は、一刻の猶予も許されない課題である。

今回の税制抜本改革は、こうした状況に対応し、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すものであり、これを通じ

て、2015 年度段階での財政健全化目標の達成に向かうこととなる。

財政赤字や債務残高の増大は、企業の資金調達や設備投資を圧迫するとともに、将来の社会保障などへの不安を通じて家計の消費を抑制し、国内の実体経済や国民生活にも大きな影響を与える。社会保障の安定財源確保と財政健全化は、こうした成長の阻害要因を減少させ、人々が安心して消費や経済活動を行うことを可能とし、新たな成長の基盤を築く意義を有する。

一方で、2020 年度までには、さらに高齢化が進展し、社会保障費の増加が見込まれる。そうした中で、社会保障制度の持続可能性を確保するとともに、2020 年度までに基礎的財政収支を黒字化し、2021 年度以降において公債等残高の対 GDP 比を安定的に低下させていくという財政健全化目標の達成へと向かうためには、名目 3% 程度、実質 2% 程度の成長の姿に近づいていくことを目指す「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）及び「日本再生の基本戦略」（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定）を着実に実施していくとともに、財政健全化に向けた更なる取組を行っていくことが必要である。

（3）税制抜本改革の基本的方向性

（i）消費税の社会保障財源化

社会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱は、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げである。消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている。社会保険料など勤労世代の負担が既に年々高まりつつある中で、こうした特徴を持ち、幅広い国民が負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしいと考えられる。

我が国においては、高齢化の進展等を見据え、平成元年に消費税を導入し、平成 9 年に税率の引上げを行った。また、平成 11 年度予算から、高齢者 3 経費（基礎年金、老人医療、介護）に国分の消費税収を充てるいわゆる福祉目的化を行った。しかし、消費税収に比べて高齢者 3 経費は急速に増加し、更なる高齢化の進展による社会保障費の増加に対応できない状況となっている。

今を生きる世代が享受する社会保障給付について、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税について 2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%へと、段階的に地方分

を合わせた税率の引上げを行う。その際、国分の消費税収について法律上全額社会保障目的税化するなど、消費税収（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

（注）地方分の現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。

また、低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。

こうした改革を通じて、「支え合う社会」を回復し、人々に安心と活力を与え、経済を活性化させるという好循環を確立していく。

（ii）税制全体を通じた改革

今回の税制抜本改革は、社会保障財源の確保のための消費税率の引上げを最大の柱とするが、それにとどまるものではない。①人口減少と少子化・高齢化の同時進行、②格差の拡大、③家族や働き方の多様化、④グローバル化の進展、⑤エネルギー制約・環境問題といった世界的規模の課題、⑥長期的なデフレ・低成長の中での新たな成長戦略の必要性、といった我が国の経済・社会構造と内外の環境の変化に対応し、新たな日本にふさわしい税制全体の姿を実現することを目指す。

消費税とともに車の両輪を成す所得税は、累進的な税率構造による所得再分配機能の特徴としているが、これまで累次の改正により、高い所得階層を中心として負担が大きく軽減されてきており、結果として、所得再分配機能が低下している。このような所得税について、特に高い所得階層に一定の負担増を求めることにより、その累進性を高めるとともに、資産課税について、相続税の基礎控除等の見直しを行い、税制全体としての再分配機能の回復を図る。

さらに、税制に対する国民の信頼を確保するため、社会保障・税番号制度の導入も展望しつつ、「公平・透明・納得」の三原則を基本とし、できるだけ税制を公平かつ簡素で分かりやすいものとする取組を進める。

2. 税制抜本改革の実施と経済への配慮

(1) 税制抜本改革のスケジュール

税制抜本改革は、別紙1の工程表に示すスケジュールに沿って、計画的に実施する。

(2) 経済への配慮

経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施することが必要である。

政府は、累次の補正予算等を通じ、震災復旧・復興、円高対応及び経済活性化に向けた所要の措置を講じてきたところである。また、デフレ脱却によってこれまで抑えられていた需要を回復させるとともに持続的な経済成長を実現することが重要との認識の下、デフレ脱却に向けて日本銀行と一体となって取り組んできた。引き続き、景気の下振れの回避に万全を期すため適切な経済財政措置を講ずるとともに、「新成長戦略」、更には先般決定した「日本再生の基本戦略」に沿った成長の姿に早期に近づけるため、デフレ脱却と経済活性化に向けた更なる方策を講じ、日本経済の再生に取り組む。また、経済政策としての有効性がある税制措置についても、納税者の納得を得つつ、果敢に実施する。

こうした取組等により、足下の景気は緩やかに持ち直しており、先行きについても、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直しの傾向が続くことが期待される。

平成24年度には、復興需要の増加が着実な成長を支え、名目2.0%程度、実質2.2%程度の成長が見込まれ、平成25年度以降においては、復興需要が一段落するものの、民需主導の経済成長への移行によって経済が堅調に推移すると考えられる。ただし、海外経済の動向などから景気が下振れするリスクが存在することには、十分注意する必要がある。

以上を踏まえれば、法案提出時点における総合的な判断として、経済状況は好転していくとの見通しが立てられる。

これを踏まえ、平成21年度税制改正法附則第104条に従い、本大綱に沿った各税目の改正内容・時期を盛り込んだ法案を今年度中に提出する。

なお、法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設けることとする。

具体的には、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする規定を

法案に盛り込む。

(3) 今後の改革の検討

2050年以降、高齢化のピークを迎えることを考慮すれば、今後も改革を進める必要がある。今回の改革に引き続き、少子高齢化の状況、財政の状況、経済の状況などを踏まえつつ、次の改革を実施することとし、今後5年を目途に、そのための所要の法制上の措置を講じることを今回の改革法案の附則に明記する。

第2章 政治改革・行政改革への取組

はじめに

議員定数削減や公務員総人件費削減など自ら身を切る改革を実施した上で、税制抜本改革による消費税引き上げを実施すべきである。

具体的には、消費税率引き上げまでに、国民の納得と信頼を得るため、以下の通り、政治改革・行政改革を期す。

衆議院議員定数を80削減する法案等を早期に国会に提出し、成立を図る。

また、独立行政法人改革、公益法人改革、特別会計改革、国有資産見直し等の行政構造改革に向けた取組を進め、民主党行政改革調査会で「行政構造改革実行法案（仮称）」の検討を進めていることを受け、国民新党と連携しつつ、所要の法案を早期に国会に提出し、成立を図る。閣議決定ベースで可能な改革は直ちに実行に移す。

更に、給与臨時特例法案及び国家公務員制度関連法案の早期成立を図る。

その他、公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組を強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

第3章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

消費税率（国・地方）は、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への第一歩として、2014年4月1日より8%へ、2015年10月1日より10%へ段階的に引上げを行う。

消費税（国・地方）の税率構造については、食料品等に対し軽減税率を適用した場合、高額所得者ほど負担軽減額が大きくなること、課税ベースが大きく侵食されること、事業者の負担が増すこと等を踏まえ、今回の改革においては単一税率を維持することとする。

消費税収（国分）は法律上は全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）に充てることを明確にし社会保障目的税化するとともに、会計上も予算等において用途を明確化することで社会保障財源化する。消費税収（地方分（現行分の地方消費税を除く。））については、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。その上で、今般の一体改革において盛り込まれた社会保障の機能強化の一環として、低所得者への年金加算、介護保険料・国民健康保険料の軽減措置等、きめ細かな機能強化策を着実に実施する。

所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

事業者免税点制度及び簡易課税制度については、中小事業者の事務負担への配慮というこれらの制度の趣旨に配慮し、制度を維持する。その上で、消費税制度に対する信頼を確保するため、制度の不適切な利用に対処する観点等からの見直しを行う。

今回の改革においては、単一税率を維持することや、中小事業者の事務負担等を踏まえ、いわゆるインボイス制度の導入は行わない。

今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくこととする（別紙2参照）。

消費者に対する値札等における価格表示に関する「総額表示」の義務付けについては、消費者の利便性の観点や、価格表示方式の切替えに伴う事業者のコスト等を考慮し、これを維持することを基本とする。なお、価格表示のあり方については、「外税」、「内税」などについて様々な議論があることから、事業者間取引や相対取引等における価格表示のあり方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税率（国・地方）については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条）に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。引上げ分の消費税率の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

（2）消費税率の引上げを踏まえ検討すべき事項

今回の改正に当たっては、社会保険診療は、諸外国においても非課税であることや課税化した場合の患者の自己負担の問題等を踏まえ、非課税の取扱いとする。その際、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する。これにより、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬など医療保険制度において手当てすることとする。また、医療機関等の消費税負担について、厚生労働省において定期的に検証する場を設けることとする。なお、医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討をする。

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要とその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、住宅取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

(3) 消費税以外の消費課税等

酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。

酒税については、「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）で示された方針に沿って、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

「地球温暖化対策のための税」（石油石炭税の税率の上乗せ）については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正において、引き続き、実現を図る。

森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策に関する財源確保については、「平成 24 年度税制改正大綱」を踏まえ、検討を行う。

燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていることや平成 24 年度税制改正において石油石炭税の上乗せを行うことも踏まえ、引き続き検討を行う。

自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。

印紙税については、建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討する。

2. 個人所得課税

(1) 基本的考え方

我が国の所得税については、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、昭和 60 年代以降、税率構造の大幅な累進緩和を実施してきた。

他方で、近年の給与所得者の所得構造の実態を見ると、平成 9 年以降、構造変化が認められる。すなわち、平均的な所得水準が下落するとともに、その分布についても全体として下方へシフトしている。こうした中で、特に高い所得階層の割合は近年むしろ高まっており、格差が拡大する傾向がみられる。

このように所得構造が変化する一方で、税率構造の累進性が低下したままであることにより、所得税による所得再分配機能は近年、低下している。

今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。

また、税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置を行ってきた結果、所得税の負担水準も全体的に低下している。このため、主要諸外国と比べて、実効税率や国民負担率は相当低い水準となっている。所得税の負担水準をこれ以上低下させることについては、慎重に考える必要がある。

(2) 税率構造

個人所得課税に消費税を加えた個人の税負担に関し、手当等による受益も含めたネットの負担状況について、所得構造が現在とほぼ同じであった平成元年と比較すると、いずれの所得階層においても負担は低下している。

特に、中低所得の子育て世帯については、「控除から手当へ」に則した改革を行ってきたことにより、負担の軽減が実現されている。

また、所得階層ごとの変化をみると、最高税率の引下げを含む累進緩和を進めてきた結果、高い所得階層ほど、負担が大きく低下している傾向がみられる。

一方で、今回の消費税率の引上げや、復興特別所得税による負担増等をも併せ考えれば、幅広い所得層に対して負担増を求めることは慎重に考えるべきである。

したがって、今回、特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求めることとする。

(3) 金融所得課税

金融所得課税については、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組を進める必要がある。

また、高額な譲渡所得等を得ている者に軽減税率が適用されることが問題であるとの指摘もある。

こうした点を踏まえ、現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を平成26年1月から20%の本則税率とする措置並びに、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）を平成26年1月から導入する措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施する。また、円滑にその実施が行われるよう、関係府省は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進める。

また、平成26年1月から20%の本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及

び損益通算範囲の拡大を検討する。

(4) 諸控除

今後の扶養控除のあり方については、真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や、課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後さらに具体化される社会保障改革の内容や、給付付き税額控除の導入を巡る議論も踏まえた上で、検討する。

いわゆる成年扶養控除については、「平成 23 年度税制改正大綱」（平成 22 年 12 月 16 日閣議決定）の考え方や、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら、改めて検討する。

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。

給与所得控除については、平成 24 年度税制改正において、控除額に上限を設定することとしている。給与所得者の必要経費に比して過大となっていないか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討する。

(5) 高齢者・年金に関する税制

高齢者の中でも、企業年金を含めて比較的高い年金収入を得ている方や、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、その態様は様々であり、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある。

また、年金受給者は給与所得者に比べて、課税最低限が高いなど税制上優遇されている状況であり、世代間の公平性の確保も必要である。

こうした観点から、例えば年金収入に応じて控除額が増加していく現行の公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。また、老年者控除の復活に係る議論や、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、「年金所得」を独立させるなど所得区分の見直しの議論等について、併せて検討を行っていく。

このような年金課税のあり方については、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。

(6) 個人住民税

個人住民税のあり方を検討する際には、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を

踏まえることが必要である。

税率構造については、平成 19 年度に 3 兆円の税源移譲が行われた際に、応益性の明確化、地域間の税源偏在度の縮小、税収の安定性の向上の観点から所得割の税率が 10% 比例税率化された経緯を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討する。

諸控除等の見直しについては、個人住民税の「地域社会の会費」的性格をより明確化する観点から、所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除は極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討する。

現年課税化については、社会保障・税共通番号制度導入の際には、納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3. 法人課税

法人課税については、国際的な協調等にも留意しつつ、企業の競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る必要がある。

こうした観点から、平成 23 年度税制改正において、課税ベースの拡大とともに、法人税率を 4.5% 引下げ（平成 24 年度から適用開始）、中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引き下げることとしている。

復興特別法人税課税期間終了後（平成 27 年度以降）において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討する。

4. 資産課税

相続税は、基礎控除がバブル期の地価急騰に伴い引き上げられてきた後、地価が下落しても据え置かれているため、課税ベースが著しく縮小している。また、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能も低下している。

こうした状況を踏まえ、相続税については、その資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、平成 23 年度税制改正法案には、基礎控除の引下げ等を通じた課税ベースの見直し、最高税率の引上げを含む税率構

造の見直し等を盛り込む一方で、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、消費拡大や経済活性化を図る観点から、直系卑属への贈与に係る贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充措置を盛り込んだ。

上記の平成 23 年度税制改正案は、国会での審議の結果見送られることとなった。本改正事項については、課税ベースや税率構造の見直しなど、全体として資産課税の抜本改革を行うものであることから、今般の一体改革の中で、その実現を図る。平成 24 年度税制改正において実現を図る、住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長に加え、これらの改革を行うことで、消費性向の高い若年世代への資産移転を促進し、需要を喚起する。

事業承継税制については、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の運用状況等を踏まえ、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税改正部分の施行に併せて見直しを行う。

相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討する。

5. 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

6. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するためには、納税者や事業者の方々に申告書や法定調書に「番号」を記載して頂くといった手続が必要となる。これらについては、平成 24 年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)の整備法において、所要の措置を講ずることとする。

また、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等については、マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者・事業者の負担等にも配慮しつつ、引き続き検討する。

国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化するという基本的考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応する。

国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。

年金給付の支給停止を申し出ることによって年金財政に貢献しようとする動きを積極的に評価することも検討する必要がある。

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

1. 消費課税

(1) 消費税

① 税収の使途

消費税の収入については、別に法律で定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日から適用する。

(注2) 消費税収(国分)の使途については、予算等において明確化することとし、その具体的な方法については引き続き検討を行う。

② 税率の引上げ

消費税の税率を次のとおり引き上げる。

イ 平成26年4月1日 6.3% (地方消費税と合わせて8%)

ロ 平成27年10月1日 7.8% (地方消費税と合わせて10%)

(注1) 上記の改正は、平成26年4月1日(ロについては平成27年10月1日)以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注2) 法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるよう、消費税率引上げ実施前に「経済状況の好転」について、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げの停止を含め所要の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

(注3) 消費税に係る地方交付税率(現行29.5%(消費税率換算1.18%))については、平成26年度から22.3%(消費税率換算1.40%)、平成27年度から20.8%(消費税率換算1.47%)、平成28年度から19.5%(消費税率換算1.52%)とする。

③ 課税の適正化

イ 事業者免税点制度

(イ) 資本金1,000万円未満の新設法人に関する免税点制度について、5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人(親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社)を設立

した場合については、当該設立された法人の設立当初2年間については、課税事業者とするなど現行の資本金1,000万円以上の新設法人に対する措置と同様の措置を講じる。

(ロ) (イ)に該当することとなった場合の届出書の提出などについて所要の措置を講じる。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に設立される法人について適用する。

ロ 簡易課税制度

簡易課税制度のみなし仕入率については、今般、同制度に関する実態調査を行ったところ、業種によっては、みなし仕入率の水準が実際の仕入率を大幅に上回っている状況にあることが確認された。今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを行うものとする。

ハ 中間申告制度

(イ) 中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含む。）が60万円以下の事業者のうち、自主的に中間申告を行う意思を有する事業者について、任意の中間申告（年1回・半期）を可能とする制度を導入する。

(注) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に開始する課税期間に係るものについて適用する。

(ロ) 消費税の中間申告（年1回、3回又は11回）に係る確定消費税額の最低額については、消費税額と地方消費税額を合わせた額を現行の最低額と同一とすることを基本として調整する。

(2) 地方消費税

① 地方消費税収の用途

地方消費税収（現行分の地方消費税を除く。）については、その用途を明確化する（社会保障財源化）。

(注) 具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。

② 地方消費税の税率等

イ 平成26年4月1日 1.7%（消費税と合わせて8%）

ロ 平成27年10月1日 2.2%（消費税と合わせて10%）

(注1) 上記税率は消費税率に換算したものであり、法律上の税率は、イに

において「消費税額の 63 分の 17」、ロにおいて「消費税額の 78 分の 22」となる。

(注 2) 上記の改正は、平成 26 年 4 月 1 日（ロについては平成 27 年 10 月 1 日）以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

(注 3) 第 4 章 1. (1) ② (注 2) と同じ規定を設ける。

(注 4) 引上げ分の地方消費税収の都道府県と市町村の配分については、現行の 1 : 1 を基本とし、また、引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、人口による配分など社会保障財源化に適した交付基準を検討し、地方団体の意見を踏まえて結論を得る。

③ 検討事項

消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。

2. 個人所得課税

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 5,000 万円超について 45% の税率を設ける。

(注) 上記の改正は、平成 27 年分の所得税から適用する。

3. 資産課税

① 相続税の課税ベース及び税率構造について、次の見直しを行う。

イ 相続税の基礎控除

	現 行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人 比例控除	1,000 万円に法定相 続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続 人数を乗じた金額

ロ 死亡保険金に係る非課税限度

現 行

改正案

500 万円に、法定相続人（未成年

500 万円に、法定相続人の
数を乗じた金額

者、障害者又は相続開始直前に被
相続人と生計を一にしていた者
に限る。) の数を乗じた金額

ハ 相続税の税率構造

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000 万円以下の金額	10%	同 左	
3,000 万円 "	15%	"	
5,000 万円 "	20%	"	
1 億円 "	30%	"	
3 億円 "	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円 "	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円 "	50%
—		6 億円超の金額	55%

② 未成年者控除及び障害者控除を次のとおり引き上げる。

イ 未成年者控除

現 行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

ロ 障害者控除

現 行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円)	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者については 20 万円)

(注) 上記①及び②の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により
取得する財産に係る相続税について適用する。

③ 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構 造について、次の見直しを行う。

イ 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率 構造

現 行		改正案	
	税率		税率
200 万円以下の金額	10%	同 左	
300 万円 "	15%	400 万円以下の金額	15%
400 万円 "	20%	600 万円 "	20%
600 万円 "	30%	1,000 万円 "	30%

1,000 万円	〃	40%	1,500 万円	〃	40%
—			3,000 万円	〃	45%
1,000 万円超の金額		50%	4,500 万円	〃	50%
—			4,500 万円超の金額		55%

□ 上記イ以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現 行		改正案	
	税率		税率
200 万円以下の金額	10%	同 左	
300 万円	〃	〃	
400 万円	〃	〃	
600 万円	〃	〃	
1,000 万円	〃	〃	
—		1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円	〃
—		3,000 万円超の金額	55%

④ 相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行う。

イ 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加する。

ロ 贈与者の年齢要件を 60 歳以上（現行 65 歳以上）に引き下げる。

（注）上記③及び④の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

5. その他

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成 24 年

通常国会に提出したマイナンバー法の整備法において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

- ① 申告書・法定調書等の税務関係書類の記載事項に、その提出者（納税者・法定調書提出者等）及び一定の者（控除対象となる配偶者等、法定調書の対象となる支払を受ける者等）に係る「番号」（個人番号又は法人番号をいう。以下同じ。）を追加する。
- ② 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等が告知すべき事項に「番号」を追加する。
- ③ 告知を受けた者が本人確認すべき事項に「番号」を追加するとともに、本人確認書類の範囲に「番号カード」及び「番号の記載のある住民票の写し」等を追加する。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

（注1）上記の改正は、原則として、マイナンバー法における「番号」の利用開始日以後の課税期間等に係る申告書、同日以後に提出すべき申請書等並びに同日以後の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。ただし、所要の経過措置を講ずる。

（注2）以上につき別紙3参照。

適正転嫁等への取組について

平成元年4月の消費税の導入時及び平成9年4月の消費税率の引上げ時においては、関係府省が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組、便乗値上げ防止のための取組等を実施したところであるが、今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていくこととする。

- (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行う行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
- (2) 中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
- (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
- (4) 競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。
- (5) 適正転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。

社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成 24 年通常国会に提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

（１）申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

① 税務署長等に提出する申告書等の記載事項

イ 税務署長、国税局長、国税庁長官及び国税不服審判所長又はその職員（以下「税務署長等」という。）に提出する申告書、申請書、届出書その他の税務関係書類（所得税法、相続税法等に規定する調書等（以下「法定調書」という。）を除く。以下「申告書等」という。）に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」（個人番号及び法人番号をいう。以下同じ。）を追加する。

(イ) 当該申告書等を提出する者

(ロ) 申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

(ハ) 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

(ニ) その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

ロ 源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等（非課税貯蓄申告書等）を受理した当該源泉徴収義務者等が、当該申告書等に記載すべき事項の範囲に、当該源泉徴収義務者等の「番号」を追加する。

② 税務署長に提出すべき法定調書の記載事項

税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、法定調書の提出義務者、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者その他法定調書に記載すべき者（生命保険契約に基づく契約者等）の「番号」を追加する。

③ 税務署長等以外の者に提出する税務関係書類の記載事項

税務署長等以外の者（源泉徴収義務者等）に提出する税務関係書類（非課税貯蓄申込書等）に記載すべき事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する。

④ 地方公共団体に提出する申告書等の記載事項

地方公共団体に提出する申告書等に記載すべき事項に、次に掲げる者の

「番号」を追加する。

イ 当該申告書等を提出する者

ロ 申告書等に記載された個人住民税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

ハ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

ニ その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

⑤ 地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項

地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項に、給与支払報告書等の提出義務者、給与支払報告書等の対象となる給与等の支払を受ける者その他給与支払報告書等に記載すべき者の「番号」を追加する。

(2) 告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加等

① 申告書等の提出の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加
上記(1)①ロの申告書等を提出する者が源泉徴収義務者等に告知すべき事項及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該申告書等を提出する者の「番号」を追加する。

② 法定調書の対象となる金銭等の支払等の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者がその金銭等の支払等をする者に告知すべき事項(告知書に記載して提出すべき事項を含む。)及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該金銭等の支払等を受ける者の「番号」を追加する。

③ 本人確認書類の整備

告知及び本人確認を行う際に提示すべき本人確認書類について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを追加する。

イ 「個人番号」が付番された個人 番号カード又は番号の記載のある住民票の写し

ロ 「法人番号」が付番された法人等 国税庁長官が発行した法人番号の通知書等

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行時期

① 原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日(以下「番号利用開始日」

という。)の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類(申告書及び法定調書を除く。)並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

② 経過措置

法定調書の対象となる金銭等の支払等のうち、番号利用開始日前の契約の締結等の際に既に告知及び本人確認しているため当該契約の締結等の日以後の金銭等の支払等の都度、告知及び本人確認することを要しないこととされているものに係る「番号」の告知及び本人確認については、上記①にかかわらず、番号利用開始日から3年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までに行うことができることとする。また、当該期間内に提出すべき当該金銭等の支払等に係る法定調書については、「番号」の告知及び本人確認が行われないう限り、当該法定調書に記載すべき事項のうち「番号」の記載は要しない。